2007 APRIL

道路行政セミナー

ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

目次	
エッセイ 仕事のアソビ、時間のアソビ。 狗 飼 豊	1
■ 特集 ■ 道路法の一部改正	
道路法の一部改正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 道路局路政課	4
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とASFA(フランス高速道路協会) 及びANAS(旧イタリア道路庁)との情報交換・相互協力に関する覚書の締結について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
一般国道の指定区間を指定する政令の一部を 改正する政令 (平成 1 9 年政令第 2 5 号) について ・・・・・・・・ 道路局路政課	24
特別会計に関する法律(道路関係)について・・・・・・・・・・・・ 道路局路政課	33
道路法令関係Q&A 道路法の道路とは? 道路局路政課	36
現場の 取組み事例 道路のバリアフリー化の取組みについて ~ユニバーサルデザイン・モデル事業~ 隆	38
訴訟事例紹介 道路用地内において行われた代執行について違法性が争われた事例 岡 崎 之 彦 一大阪市道土地明渡請求事件—	42
連載 道と思想 (その19) ・・・・・・・・・・・ 三 木 克 彦	50
返んび "近江のみち事業" 全国に先駆けた取組み(滋賀県) · · · 西 嶌 照 毅 の 広 場 大阪の旧街道 (大阪市) · · · · · · · · · · · · 西 井 雄 二	54 59
連載/社会実験 帯広まちなか歩行者天国社会実験の取組み(帯広市) ・・・・・・・・ 葛 西 克 也	63
時。時。時 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	70



道路広報センターホームページ (http://www15.ocn.ne.jp/roadpr) にて、 「道路行政セミナー」創刊号からの バックナンバーがご覧いただけます。

道路法の 部改正について

はじめに

路法の一部改正の内容について紹介します。法律第十九号)。ここでは、同法のうち、主に道立し、同月三一日に公布されました(平成十九年部を改正する法律」が第一六六回国会において成部を改正する法律」が第一六六回国会において成

一法律案全体の概要

共施設の整備やまちづくりにおける多様な担い手をとともに、地域のニーズを踏まえた道路等の公民間の活力を活かした都市開発を引き続き推進することが国の重要施策の一つになっています。することが国の重要施策の一つになっています。

早急に確保することが必要です。が甚大となるおそれのある密集市街地の安全性をがたとなるおそれのある密集市街地の安全性をの参画を促すことが必要です。

です。
です。
です。
です。

道路法の一部改正の内容

1 総論

性化を担う地元市町村や地域住民等のニーズに即道路法の一部改正では、都市の再生や地域の活

設などを行うこととしています。具体的な内容は制度の創設、NPO等による道路占用の特例の創定により沿道の利便施設を管理することができるる特例制度の創設、道路管理者が沿道住民との協道や都道府県道の歩道等の管理を行うことができるいた柔軟な道路管理を推進するため、市町村が国した柔軟な道路管理を推進するため、市町村が国

道路局路政課

2 各論

2のとおりです。

① 市町村による国道又は都道府県道の

域のニーズに即した道路の管理を行っていくこもよく把握している市町村が中心となって、地地域の特性や地域が抱える課題などについて最地域の再生や地域の活性化を図るためには、管理の特例制度の創設

とが重要です。

すが、この特例については、よる道路管理の特例が設けられているところでよる道路管理の特別が設けられているところで

- 対象となっていない。
 ・市のみが特例の対象となっており、町村は
- を行うことはできない)。 を行うことはできない)。 を行うことはできない)。 を行うことはできない)。

い制度とはなっていないところです。備・管理を推進する上で必ずしも使い勝手のよなど、地域のニーズに的確に対応した道路の整

にするものです。
にするものです。
にするものです。
にするものです。

画の区域外であっても特例を活用することが可ご等、都市再生整備計画に国道又は都道府県道づき、都市再生整備計画に国道又は都道府県道づき、都市再生整備計画に国道又は都道府県道

能になります。

② 市町村による歩行安全改築の要請制度の創設
 ② 市町村による歩行安全改築の要請制度の創設

 ② 市町村による歩行安全改築の要請制度の創設

 ② 市町村による歩行安全改築の要請制度の創設

 ② 市町村による歩行安全改築の要請制度の創設

を進めていくことが重要です。
でいる市町村が中心となって、当該市町村の区で通安全の確保と生活環境の向上を図る取組みで通安全の確保と生活環境の向上を図る取組みで通安全の確保と生活環境の向上を図る取組となって、当該市町村の区の地域が抱える課題等について最もよく把握しいる。

このため、今回市町村の区域内の地域住民の はとなって、当該市町村の区域内の地域住民の でとなって、当該道路を整備すべき道路管理者に対し、当該 当該道路を整備すべき道路管理者に対し、当該 当該道路を整備すべき道路管理者に対し、当該 当該道路を整備すべき道路管理者に対し、当該 ととと していてより、地域の特性や地域が抱える課し、これにより、地域の特性や地域が抱える課し、これにより、地域の特性や地域が抱える課し、これにより、地域の特性や地域が抱える課し、これにより、地域の特性や地域が抱える課題等について最もよく把握している市町村が中地となって、当該市町村の区域内の地域住民の 心となって、当該市町村の区域内の地域住民の いとなって、当該市町村の区域内の地域住民の いとなって、当該市町村の区域内の地域住民の

進を図ることとするものです。通行の安全の確保のために必要な道路整備の促

市町村から歩行安全改築(※)の要請があっ市町村から歩行安全改築を実施するかどうかを判断し、る歩行安全改築を実施するかどうかを判断し、都道府県公安委員会と調整した上で、①実施することとし工事計画書の案を作成する、②実施しない旨とその理由を通知する、のいずれかの対応を行うこととされています。

※…交差点付近の歩道の改築、自転車駐車場の設置など

③ 利便施設協定制度の創設

現行の道路法では、道路区域の内外が明確に現行の道路法では、道路区域の内外が明確には適切な管理を行っています。しかしながら、道路の区域外に存する並木や街灯などの中には、道路の通行者の利便の確保に資するものも多数道路の通行者の利便の確保に資するものも多数があります。

も想定されます。
も想定されます。
も想定されます。
かては継続的な道路への効果が図られない場合
所有者等の管理に委ねることとすると、所有者
所有者

このため、道路管理者は、これらの利便施設

たものです。

たものです。

たものです。

の所有者等と協議し、協定を締結し、当該協定
に基づき利便施設の管理を行うことができることとするとともに、公示のあった協定は、その
なった者に対しても、その効力が及ぶこととし
なった者に対しても、その効力が及ぶこととし
なった者に対しても、協定を締結し、当該協定

④ NPO等による道路占用の特例の創設

NPOやボランティアグループ等の団体が道路の清掃活動や美化活動等を行っている事例は毎々増加しており(平成一八年三月末時点で一、四一○団体)、道路交通環境の向上や沿道における良好な生活環境の確保に一定の役割を果たける良好な生活環境の確保に一定の役割を果たける良好な生活環境の確保に一定の役割を果たしています。

制度の特例を設けることとしたものです。り、これを積極的に支援するため、新たに占用り、これを積極的に支援するため、新たに占用けには、道路上にフラワーポット、街灯、ベン中には、道路交通環境の向上を図る観点から、

を得ない」であるとの基準(いわゆる「無余地するという道路の敷地外に余地がないためにやむ的なものであり、道路の本来的機能を阻害しな的ないう道路の本来的機能からすれば、副次のないのであることがある。」

こととされていました。性の基準」)を満たす場合に限って許可できる

基準を適用しないこととします。
がての道路占用の許可については、無余地性のが、街灯など道路管理上必要な工作物等についての道路占用の許可については、無余地性のが、地大、街灯など道路管理上必要な工作物等につ

⑤ 有料駐輪場制度の創設

より、 円滑な通行の妨げとなっているなど、放置自転 周辺における放置自転車等の実態調査の集計結 数は約三八万七、 能としたところです。 するとともに、平成一八年の同令の一部改正に 道路上に自転車駐車場を整備することを可能と 道路法施行令の一部改正により、道路管理者が 車 おける放置自転車が歩行者や車いす等の安全で 果 な車輪止め装置等を道路上に占用することを可 これを受け、国土交通省では、平成一七年の -対策は大きな課題となっているところです。 平成一七年における駅周辺の自転車の放置台 (平成一八年八月内閣府実施)」)、 民間等が自転車等を駐車させるため必要 〇〇〇台となっており 道路上に ○駅

すが、道路管理者が設ける自転車駐車場につい転車駐車場の整備が図られることが想定されまこうした取組みにより、今後一層道路上の自

られます。 さる規定がないため、道路管理者が設ける自転車駐車場と周辺の民間自転車駐車場を含む。)とのにより設置される自転車駐車場を含む。)とのにより設置される自転車駐車場を含む。)とのにより設置される自転車駐車場を管を徴収することがで

ができることとするものです。 車を駐車させる者から駐車料金を徴収すること このため、道路管理者は自転車駐車場に自転

⑥ 施行日

施行することとされています。を超えない範囲内において政令で定める日から(平成一九年三月三一日)から起算して六ヵ月別措置法等の一部を改正する法律」の公布の日別措置法等の一部改正については、「都市再生特

道路法の一部改正案の概要

<改正のねらい>

道路の機能として、これまで重視してきた自動車交通の一層の円滑化と安全に加え、 $\underline{安全な歩行空間としての機能や地域のにぎわい・交流の場としての機能など道路が有する<u>多様な機能を発揮</u>するため、<u>都市の再生や地域活性化を担う市町村や沿道住民等のニーズに即して柔軟に道路管理を行うこと</u>ができる制度の構築。$

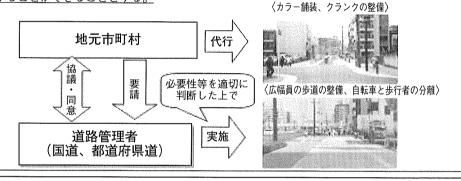
1 市町村を主体とした歩行空間等の整備・管理

(1) 市町村による国道又は都道府県道の管理の特例

地域住民の生活空間、歩行空間としての道路の管理を、地域のニーズを反映して柔軟に行うため、都市再生整備計画の区域に加え、全国的に市町村<u>自らが権限を代行して歩道の整備等を行うことが</u>できることとする。

(2) 安全な歩行空間等の整備のための市町村による要請制度

地域住民の通行の安全を確保するため、<u>市町村は道路管理者に対し、交差点付近の歩道等の整備</u> を要請することができることとする。



2 沿道住民やNPO等と連携した道路・沿道空間の一体的管理

(1) 道路外利便施設の管理に関する協定



道路区域外にあるが、歩行者等の利便を増進す る施設(例:並木、街灯、ベンチ等)

道路管理者と沿道住民(施設所有者)が協定を 締結し、道路と沿道の施設を一体的に管理。 施設所有者が代わっても協定の効力は承継。

〈フラワーポットの設置〉

(2) NPO等が設置する並木、街灯等に関する道路占用の特例 NPO等の非営利法人が設置する並木、街灯、フラワーポット等については、道路管理上必要なものとして許可要件を簡素化する。



3 その他

(1) 有料駐輪場制度の創設

道路管理者は、駐輪場に自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収できることとする。



都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(第三条関係)

改 正 案 現 行

目次 第四節 第一節 第三章 第一章・第二章 〜第三節 道路の保全等(第四十二条―第四十七条の五 道路の管理 (略) (略 目次 第一章・第二章 第三章 第一節~第三節 道路の管理 (略) (略)

第五節 第七節 第六節 利便施設協定(第四十八条の十七一第四十八条の十九) 自転車専用道路等 (第四十八条の十三―第四十八条の十六)

第四節の二 道路の立体的区域

(第四十七条の六―第四十八条)

(略)

第四章~第八章 (略)

附則

(用語の定義

第二条 (略)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全 物で、次に掲げるものをいう。 かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作

一、五

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第 十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七・八 (略)

(管理の特例)

2 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び 第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。 びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、 第十三条第一項の規定により都道府県が行うこととされているもの並 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五

> 第四節 道路の保全等(第四十二条—第四十七条の四 (第四十七条の五―第四十八条)

第五節 (略)

第四節の二 道路の立体的区域

第六節 自転車専用道路等 (第四十八条の十三―第四十八条の十六)

附則 第四章~第八章

略

(用語の定義)

第二条 (略)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、 物で、次に掲げるものをいう。 かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作 安全

一 5 五 (略)

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規 定する道路管理者が設けるもの

七・八 (略)

3 \ 5 (略)

(管理の特例)

2 第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び 区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第 第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに指定市の 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五 項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

(傍線部分は改正部分)

の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。の民域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市

- 指定市以外の市町村は、前二項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕を行おうとするとき、及び当該国道又は都道府県道の

ての必要な技術的読替えは、政令で定める。 第一項から第三項までの場合におけるこの法律の規定の適用につい

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、「大条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者が条又は前条第一項若しくは第二項の規定によつて道路を管理する者第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十

する都道府県道の管理を行うことができる。の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、路管理者」という。)は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変前条までの規定によつて道路を管理する者(指定区間内の国道にあつ第十八条 第十二条、第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条から

路の区域を変更した場合においても、同様とする。の事務所」という。)において一般の縦覧に供しなければならない。道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを

2 (u)

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十九条から第二十二条までの規定による場合のほか、けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、は、第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。 並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公 においては、 収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定す この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴 により、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車 共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところ 項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項 項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一 る緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合 八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第 (道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。 第三十九条第一項、 この限りでない 第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十 第二

一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

においても、同様とする。
いて一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合いて一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合若しくは市町村の事務所(以下「道路管理者の事務所」という。)にお示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表

(略)

2

(道路管理者以外の者の行う工事)

北、市田条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第 大九条から第二十二条までの規定による場合の外、道路に関する 工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で 工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で でめる軽易なものについては、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事 にある軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要し ない。

(自動車駐車場の駐車料金及び割増金)

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするも 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

いをするものでないこと。

- 一 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利 用を困難にするおそれのないものであること。
- く均衡を失しないものであること。 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置され 一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著し

3 (略

|自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴 識を設けなければならない。 るところにより、駐車料金、 収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、国土交通省令で定め 駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、 駐車することができる時間その他自動車 標

(道路管理者の権限の代行)

- 第二十七条 令で定めるところにより、当該指定区間外の国道の道路管理者に代わ 指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行う場合においては、政 国道の新設若しくは改築を行う場合又は第十三条第三項の規定により つてその権限を行うものとする。 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の
- 理者に代わつてその権限を行うものとする。 行う場合においては、政令で定めるところにより、 指定市以外の市町村は、第十七条第三項の規定により歩道の新設等を 当該道路の道路管
- 代わつてその権限を行うものとする。 る協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては 団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定によ これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共

のでないこと。

- 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難に するおそれのないものであること。
- あること 定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないもので 付近の駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号) 第二条第二号に規

=

(略

3

(自動車駐車場の駐車料金等の表示)

第二十四条の三 道路管理者は、前条第一項の規定により駐車料金を徴 駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場の利用に関 収する自動車駐車場について、国土交通省令で定めるところにより、 し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(道路管理者の権限の代行)

第二十七条 ものとする。 政令で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なう り指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なう場合においては、 国道の新設若しくは改築を行なう場合又は第十三条第三項の規定によ 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の

2 | つてその権限を行うものとする れらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代 協議に基き他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、こ 体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による 第十九条の規定による協議に基き一の道路管理者がその地方公共団

(道路の占用の許可基準

(道路の占用の許可基準

項の許可を与えることができる。 東三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに第三十三条 道路管理者は、道路の成功がないためにやむを得ない該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないまして、

らず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわ2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準

2 |

- 一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をそのの土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

いては、 定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用につ 観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、 利便の増進に資する施設で、 令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をい の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省 の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以 る工作物、 前項の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。) 同条第 物件又は施設のうち、 一項又は第三項の許可を与えることができる。 前条第一項第五号から第七号までに掲げ 当該連結路附属地をその合理的な利用の に設けられるこれらの道路の通行者の 高速自動車国道又は自動車専用道路 かつ、 前項の規

(市町村による歩行安全改築の要請)

十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者で動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八条の第四十七条の五 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路(高速自

係る歩行安全改築の工事計画書の素案を添えなければならない。上交通省令で定めるところにより、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築(以下「歩行安全改築」という。)を行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に行うことを要請することができる。この場合においては、当該要請に

- 関する基準に適合するものでなければならない。 規定する道路の構造の技術的基準その他の法令の規定に基づく道路に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容は、第三十条第一項に が項の規定による要請(以下この条において「実施要請」という。)
- 3 道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築(当該実施要請に係る歩行安全改築を欠う。)を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築を禁をいう。)を行うこととするかどうかを判断し、当該歩行安全改築の工事請を踏まえた歩行安全改築(当該実施要請に係る歩行安全改築の工事
- は 道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築(当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならなととなる歩行安全改築をいう。)を行うこととする場合において、第九ととなる歩行安全改築をいう。)を行うこととする場合において、第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするときは、当該歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならな要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならないませばないます。
- した市町村に通知しなければならない。ととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請をととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行わないこ
- を聴かなければならない。と聴かなければならない。と聴かなければならない。と聴いるければならない。と聴いるは、前項の通知をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該を聴かなければならない。

第四十七条の六(略)

(道路一体建物に関する協定)

一 - 六 (略)

七 その他道路一体建物の管理に関し必要な事項

はならない。 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるとこればならない。 道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、定めるところにより、道路一体建物又はその敷地内の見やすい場所に、 協定において とめるところにより、 道路管理者は、協定を締結したときは、国土交通省令で定めるとこればならない。

(協定の効力

その効力があるものとする。
示のあつた後において道路一体建物の所有者となつた者に対しても、第四十七条の八 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公

第四十七条の九・第四十七条の十 (略

第七節 利便施設協定

利便施設協定の締結等)

他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定第四十八条の十七 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その

第四十七条の五(略)

(道路一体建物に関する協定

第四十七条の六 道路管理者は、道路の区域を立体的区域とした道路と第四十七条の六 道路管理者は、道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、当該建物を新築してその所有者になろうとする者との協議が成立したときは、次に掲げる事項を定めた協定(以下「協定」という。)を締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他のを締結して、当該道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他のを締結して、当該道路の新設とが一体的な構造となることにつ当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることができる。

一~六 (略)

七 その他必要な事項

2

は 道路管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定い場所に、道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、協写しを道路管理者は、協定を締結した場合においては、国土交通省令で定しなければならない。

(協定の効力)

有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。 示のあつた後において当該協定の目的となつている道路一体建物の所第四十七条の七 前条第二項の規定による公示のあつた協定は、その公

第四十七条の八・第四十七条の九(略)

西外利便施設の管理を行うことができる。 西外利便施設の管理を行うことができる。 西外利便施設の管理を行うことができる。 西外利便施設の管理を行うことができる。

という。) 利便施設協定の目的となる道路外利便施設 (以下「協定利便施設」

協定利便施設の管理の方法

利便施設協定の有効期間

利便施設協定に違反した場合の措置

- 利便施設協定の掲示方法

- 一、その他協定利便施設の管理に関し必要な事項

をければならない。 2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意が

(利便施設協定の縦覧等)

書を提出することができる。 期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見期間満了の日までに、当該利便施設協定について、道路管理者に意見

- 3 道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該利便施設協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、利便施設協定において定めるところにより、協定利便施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧の敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧の敷地内の見やすい場所に、道路管理者は、利便施設協定を締結したときは、国土交通省令で定
- の変更について準用する。 4 前条第二項及び前三項の規定は、利便施設協定において定めた事項

(利便施設協定の効力)

も、その効力があるものとする。
も、その効力があるものとする。
の規定による公示のあつた利便施設協定は、その公示のあつた後において協定利便施設の道路外利便施設協定は、その公示のあつた後第四十八条の十九 前条第三項(同条第四項において準用する場合を含

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第四十八条、第四十三条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十五条、第四十八条、第四十八条、第七十五条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条までの規定を準用する。

3 · 4 (略)

(都道府県公安委員会との調整)

六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。)に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路

(道路予定区域)

第九十一条 (略)

3 · 4 (略)

(都道府県公安委員会との調整)

六号の道路標示とみなされるものに限る。以下この条において同じ。) に区画線(道路交通法第二条第二項の規定により同条第一項第十(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下この項において同第九十五条の二 道路管理者は、第四十五条第一項の規定により道路

場合において、 物である自動車駐車場を設けようとするときは、当該地域を管轄する 該禁止又は制限の内容及び理由を通知しなければならない。 この限りでないものとし、 六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする 都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第四十 めるもの若しくは歩行安全改築を行い、若しくは道路上に道路の附属 の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋 を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項 道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定 緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、 この場合には、事後において、速やかに当

2 略

(事務の区分

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされ という。)とする。 に規定する第一号法定受託事務(次項において「第一号法定受託事務 ている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号

- · 二 (略)

処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が

(略)

2

(略)

要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものと り道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、緊急を 意見を聴かなければならない。ただし、第四十六条第一項の規定によ を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の めるものを行い、若しくは道路上に道路の附属物である自動車駐車場 を設け、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築で政令で定 の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋 を設け、第四十六条第一項若しくは第三項若しくは第四十七条第三項 及び理由を通知しなければならない。 し、この場合には、事後において、速やかに当該禁止又は制限の内容

2 (略)

(事務の区分)

第九十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされ という。)とする。 ている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号法定受託事務 (次項において「第一号法定受託事務

一 · 二 (略)

三 (略)

2 (略)

独立行政法 A S F 情報交換 A AS(旧イタリア道路庁)との フランス高速道路協会) 日本高速道路保有・ 相互協力に関する覚書の締結について 及び 務返済機構と

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構

ものと考えられます。は、我が国の高速道路事業にとって非常に有益な民営化に関する情報交換・相互協力を行うこと民営化に関する情報交換・相互協力を行うことが、これらの国々とが、これらの国々とが、のと考えられます。

を締結しました。 とそれぞれ情報交換・相互 といるASFA(※1) とそれぞれ情報交換・相互 といるのため、今年一月に当機構では、他の諸国に

はじめに

高速道路機構と六つの高速道路会社間の協定締

結による、新しい体制での高速道路運営開始から社から得られる貸付料を原資として、四五年以内に確実に債務を返済するとともに、この間、会社の協力を得て、適正な維持・管理を行い、安全で利便性の高い高速道路を次の世代に引渡すためには、今後、会社をはじめとした関係機関とのより一層緊密な協力関係を築いていくとともに、様々な創意工夫を継続的に行っていく必要があるものと思われます。

について紹介します。 情報交換、相互協力のための覚書を締結したこと AとイタリアのANASとの間で民営化に関する 本稿では、その一助として、フランスのASF

二 ASFAの概要

路会社が国(設備省道路総局高速道路委託部)と高速道路のうち、約八、二〇〇㎞について高速道現在、フランスでは総延長約一〇、八〇〇㎞の

しが行われるとともに、契約のモニタリングの強

維

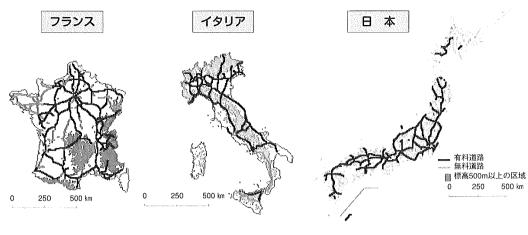


図 1 日本・フランス・イタリアの比較

表 1 日本・フランス・イタリアの比較

	単位	フラ	ンス	イタ	リア	П	本
面積	km	547,000		301,260		377,873	
人口	千人	60,424	(2004)	58,460	(2005)	127,757	(2005)
高速道路延長	km	11,411	(2004)	6,487	(2003)	7,422	(2006)
鉄道延長	km	32,888	(2003)	15,965	(2004)	20,019	(2004)

※()内の数値は西暦年

表 2 ASFAの主要会員会社

会社名 (略称等)		延長 (km)
アリス	ALIS	125
パリ・ライン・ローヌ高速道路会社	APRR	1,821
ローヌ・アルプ高速道路会社	AREA	384
フランス南部高速道路会社	ASF	2,504.3
モンブラントンネル・高速道路会社	АТМВ	117.9
ルアーブル商工会議所	C C I du Havre	6.6
エファージュ・ミヨー高架橋会社	CEVM	3.7
コフィルート	Cofiroute	985
エステレル・コートダジュール高速道路会社	ESCOTA	460
フランス北部・東部高速道路会社	SANEF	1,374.4
パリ・ノルマンディー高速道路会社	SAPN	368.4
フレジュストンネル管理会社	SFTRF	80,3
プラド・カレナージュトンネル管理会社	SMTPC	2.5
合計延長		8,233.1

※ 2006年6月現在

ANASの概要

を所有する特殊株式会社であり、 ANASIX, 国 (経済財務省) 国からの委託協 が一〇〇%株式 的なコンサルティング業務やコンストラクション 国外においては、 路会社を監督(工事計画の承認、作業視察、 計測その他 道路事業に関する技術的、 しています。 また、イタリア 検査、 政策

路会社

ASが直接、

す。

ン契約

(事業権の付与契約)

を締結して、高速道

の権限を付与され、

高速道路会社とコンセッショ

現在、

km の

定により一般道及び高速道路の建設、

維持、

管理

表 3 イタリアの高速道路コンセッション会社

会 社 名	延長(km)
Autostrade per l'Italia	2,854.6
Autostrade Meridionali	51.6
Società delle Autostrade di Venezia e Padova	41.8
Milano Serravalle-Milano Tangenziali	177.6
Autostrada Torino-Savona	130.9
Autostrada Torino-Ivrea-Valle d'Aosta	152.9
Autocamionale della Cisa	101.0
Autovie Venete	180.3
Autostrada Brescia-Verona-Vicenza-Padova	182.5
Autostrada del Brennero	314.0
S.A.T.A.P.	291.9
Autostrada Pedemontana Lombarda	window
Autostrade Centro Padane	88.6
Società di Progetto Brebemi	
Società Autostrade Valdostane	67.4
Società Autostrada Ligure Toscana	154.9
Autostrada dei Fìori	113.3
Società Autostrada Tirrenica	36.6
Tangenziale di Napoli	20.2
Consorzio Autostrade Siciliane	268.2
Società Italiana Traforo del Monte Bianco	5.8
Società Italiana Traforo Autostradale del Frejus	82.5
Raccordo Autostradale Valle d' Aosta	27.0
Società Italiana Traforo del Gran S.Bernardo	12.8
Strada dei Parchi	281.4
合計延長	5,637.8

※ 2005年現在

Sと締結したコンセッション契約に基づき高速道 高速道路のうち、約五、 マネジメント等も積極的に実施しています。 (表3) が、 イタリアでは、 建設、 維持、 約一、 六〇〇㎞についてANA 総延長約六、八〇〇 二〇〇㎞についてAN 管理業務を行っていま

写真1 機構側の説明 (対ASFA)

調印式

当機構理事長からの挨拶、日本・フランス双方か 歓迎を受けました。調印式は、ASFA会長及び リのASFA本部を訪問して行われ、朝九時前と いう非常に早い訪問時間にもかかわらず、 当機構とASFAとの調印は、 一月一〇日にパ

ンのアベルティス社との合併の動きを見せるな の中心的な国の一つでもあります。 会社であるアウトストラーデグループが、 イタリアは高速道路の民営化に関連する動き 西欧における最大のコンセッション契約 スペイ

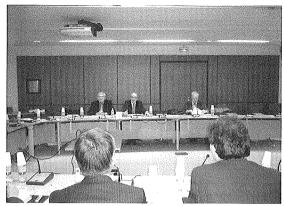


写真3 ASFAとの質疑の状況



写真 2 ASFAとの覚書締結 (2007年1月10日 フランス・パリ) (左:勢山高速道路機構理事長、右:アンリ・ストゥッフAS FA会長)



写真 5 機構側の説明(対ANAS及びイタリア・インフラ省)



写真 4 ANAS 及びイタリア・インフラ省との 質疑の状況

ていることが感じ取れました。

の高速道路民営化に対して、

大きな興味を持

の説明に対する熱心な質問からフランス側が

調整の結果、 訪問と調印式を併せて行うことになりました。 時期だったことから、 イタリアでも日本の高速道路民営化を注目して ら大幅に終了予定時間を超過することとなり、 から多数の質問が出され、 テーション及び質疑応答 構理事長からの挨拶、 コンセッション会社の間の調整で非常に忙し のイタリア・ また、ANASとの調印は、 の調印 プレゼンテーション及び質疑応答 ちょうど訪問前後の時期は、 インフラ省の道路 (写真6)の順で進められました。 予定されていたインフラ省への インフラ省に ANASとインフラ省間 イタリア側からのプレ 議論が白熱したこと (写真4)、 高速道路局長及び お Vì 月 国 て行わ 八日に ANAS及 (写真5)、 日本側 れ ま \Box 双 か ゼ 当 調 0

覚書の内容

五

ることが窺われました。

今回締結した覚書の骨子は、次のとおりです。

終始和

疑応答

(写真3) の順に実施されました。

かな雰囲気の中で議事は進行

しましたが、

目

日本

覚書の調印

(写真2)、

事前の質問票に基づく

質

らのプレゼンテーション及び質疑応答

(写真1)、

ANASとの覚書締結の模様 写真6 (2007年1月18日 イタリア・ローマ) ・ノビリ氏、右:勢山高速道路機構理事長) (左:ANAS社長代理

4

A S F A

jp/pdf/187.pdf) に掲載しておりますので、こちら は、当機構のホームページ(http://www.jehdra.go. をご覧ください。 ASFA及びANASとの覚書本文につきまして

利益のための交流を深めていくことに合意した。 る課題について議論し、 ASFA(ANAS)と高速道路機構は、民営化に関す ASFA(ANAS)と高速道路機構の友好関係の 今後とも、 以下のとおり、 相互の

推進及び保持

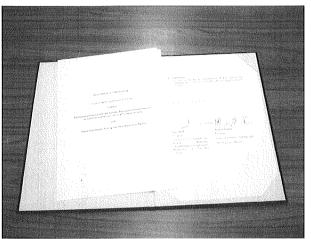


写真 7 ASFAとの覚書

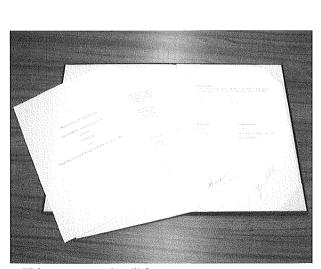


写真8 ANASとの覚書

2007 4

二 高速道路に関する制度、建設、維持運営の分野にお ける情報交換の実施及び促進

2

ASFA(ANAS)と高速道路機構の研修活動に 出版物等を通じた技術情報の交流

高速道路機構の両者が協議して決定 交流活動の具体的な方法は、ASFA 実施方法 (A N A S)

3

よる交流

(ANAS)の国際部及び機構の企画部

〔ASFA (ANAS) との覚書骨子〕

す。 びANASとの間で、情報交換・相互協力の枠組 ともに、 みが構築されました(写真7・8)。 速道路事業の健全な発展に資することにありま などの分野における情報交換を通じて、 本覚書で想定している交流の対象は、 覚書締結の目的は、継続的な交流を進めること 日・仏及び日・伊相互の友好関係を深めると 今回の覚書締結により、当機構とASFA及 高速道路に関する制度、 建設、 各国の高 広範かつ 維持運営

多岐にわたります。今後、具体的な交流を進める

消行み

流を進めてまいります。 上では、情報に対する感度を磨き、社会経済情勢、 上では、情報に対する感度を磨き、社会経済情勢、 上では、情報に対する感度を磨き、社会経済情勢、 上では、情報に対する感度を磨き、社会経済情勢、

日本の高速道路は公団方式による有料道路制度という、欧米各国に類を見ない形で発展してきました。一昨年の道路関係四公団民営化もまた、極めてユニークな取組みであり、当機構からの説明めてユニークな取組みであり、当機構からの説明に対してフランス・イタリア両国の関係者から高に対してフランス・イタリア両国の関係者から高に対してフランス・イタリア両国の関係者から高も言を用いて、今回の覚書をさらに発展させてまも意を用いて、今回の覚書をさらに発展させてまります。

六 おわりに

を通じて、最小化するライフサイクルコストに関建設費と維持・管理費の総計を超長期の契約期間といます。コンセッション契約が次々と国際的な入札に付さコンセッション契約が次々と国際的な入札に付さったの設計、建設から維持、運営に至るまでの業強の設計、建設から維持、運営に至るまでの業強を包括的に数十年にわたり民間委託するため、高速登費と維持・管理費の総計を超長期の契約期間を通じて、最小化するライフサイクルコストに関する大規模ない米各国では、高速道路事業に関する大規模ない米各国では、高速道路事業に関する大規模な

を、随時ホームページ(http://www.jehdra.go.jp/)書をはじめとする各種取組みから得られた成果構では、今後とも国際的な動きに目を配り、本覚期の安定的資金調達の研究も進んでいます。当機

※1…フランス高速道路協会:

などで情報発信してまいります。

Association professionnelle des Sociétés Francaises Concessionnaires ou exploitantes d'Autoroutes ou d'Ouvrages routiers (http://www.autoroutes.fr/index.php)

※2…旧イタリア道路庁:

ANAS SpA (http://www.stradeanas.it/)

※3…アウトストラーデグループ:

Autostrade SpA(http://www.autostrade.it/index.html) Autostrade SpA(http://www.autostrade.it/index.html) グループ内には、二、八五四・六㎞の高速道路を管理している Autostrade per l'Italia SpAがある。さらに、その傘下に、モンブラン・トンネル会社をはじめとして七社のコンセッション会社があり、グループ全体では三、四〇コンセッション会社があり、グループ全体では三、四〇六年時点)。

般国道の指定区間を指定する政令の一部を

改正する政令(平成十九年政令第二十五号)について

改正の概要

等を行うものである。 旧その他の管理を行う一般国道の指定区間の追加 本政令は、国土交通大臣が維持、修繕、 災害復

は、表1のとおりである。 今回新たに追加する区間及びその延長について

複区間の表示(※1)として、一般国道三七五号 よる改正として一般国道一○一号、一○八号、一 の一部区間を追加して表示することとした(図1 として一般国道一五六号を改正することとした。 また、指定区間を新たに追加したことに伴う重 この追加の他、市町村合併に伴う地名の変更に 一六三号を、これまでの表記の過誤修正

5 7 °

する必要がある。 区間として別表に規定 め、これを新たに指定 号と重複しているた ている一般国道の五四

※1…政令本文の規定によ の区間については、既 市三好町二六二一番_ 次町二六三〇番~三次 号の「広島県三次市三 される一般国道三七五 ころ、今回新たに追加 ることとされていると と重複している区間に っても、他の指定区間 に指定区間に指定され ついては指定区間とす いない路線の区間であ 別表に掲げられて

表 1 			
路線名	追 加 区 間	追加延長	
一般国道23号	愛知県豊橋市東七根町字大山223番	2.0km	
(豊橋東バイパス)	~豊橋市野依町字井原41番26		
(BSt. 2139)	愛知県額田郡幸田町大字芦谷字山ノ田43番1	0.01	
(同期 ハイハス)	~西尾市家武町柳本5番	6.9km	
一般国道158号	岐阜県高山市清見町牧ヶ洞字中島2138番 1	a F1	
(高山清見道路)	~高山市上切町902番1	6.5km	
一般国道210号	大分県山布市湯布院町川北字大熊野1585番12		
(由布市~大分市)	~大分市大字木上字小柳391番3	32.8km	
一般国道283号	岩手県釜石市甲子町第7地割154番 5	10.11	
(仙人峠道路)	~遠野市上郷町平野原3地割20番2	18.4km	
一般国道375号	広島県東広島市西条町馬木1261番8	8.5km	
(東広島・呉道路)	~東広島市西条町上三永字下泓839番1		
一般国道470号	石川県輪島市三井町本江101番 1	4.0	
(輪島道路)	~輪島市三井町洲衛壱参部11番4	4.4km	
一般国道483号	兵庫県養父市八鹿町高柳字ナベ2146番 1		
(八鹿日高道路) (日高豊岡南道路)	~豊岡市上佐野字長尾谷415番 2	15.7km	
一般国道497号	佐賀県伊万里市南波多町府招字長田3035番		
(伊万里道路) (伊万里松浦道路)	~長崎県松浦市志佐町浦免字寺田287番 4	23.8km	
	計	119.0km	
	一般国道23号 (豊橋東バイパス) (岡崎バイパス) 一般国道158号 (高山清見道路) 一般国道210号 (由布市~大分市) 一般国道283号 (仙人峠道路) 一般国道375号 (東広島・呉道路) 一般国道470号 (輪島道路) 一般国道483号 (八鹿日高道路) (日高豊岡南道路) 一般国道497号 (伊万里道路)	路線名	

道路局路政課



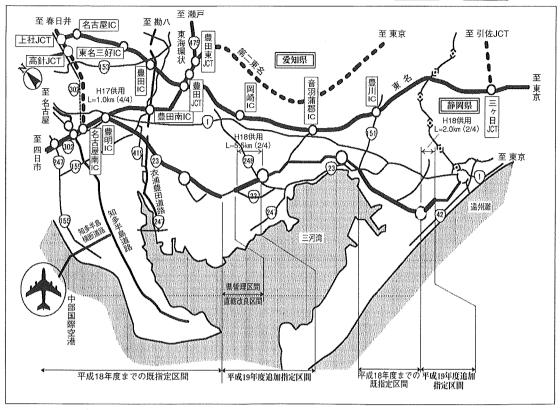


図1 一般国道23号 名豊道路(豊橋東BP、岡崎BP)

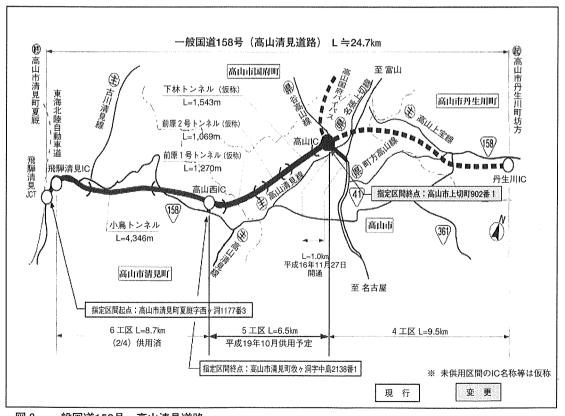


図 2 一般国道158号 高山清見道路

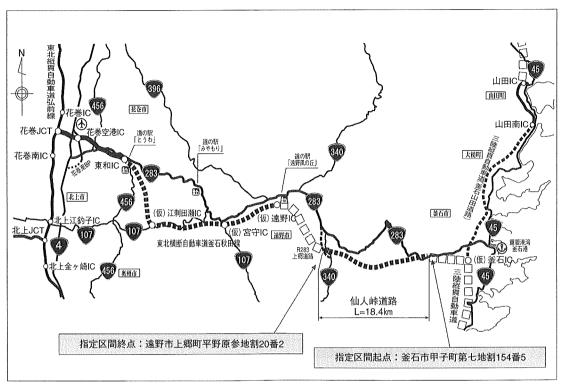
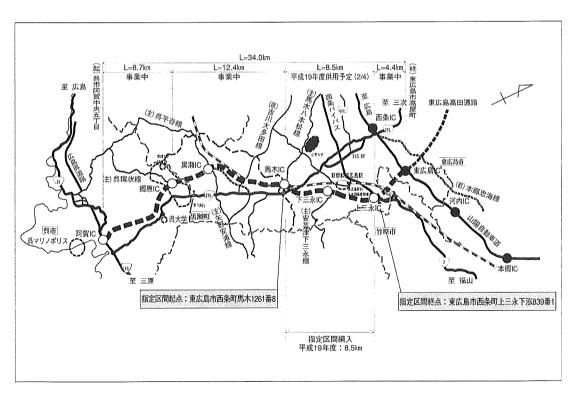


図 3 一般国道283号 仙人峠道路



現行変更

図 4 一般国道375号 東広島・呉道路



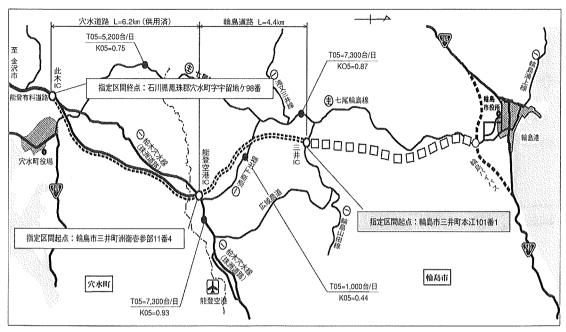


図 5 一般国道470号 能越自動車道 (輪島道路)

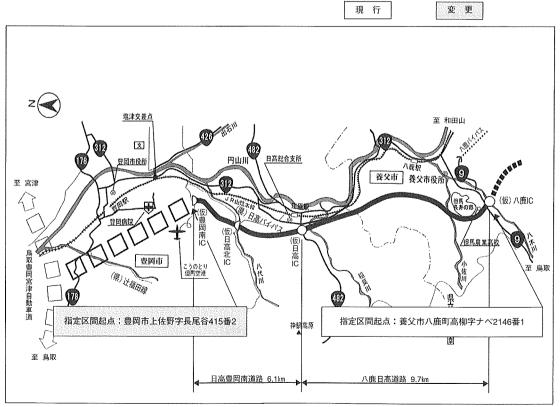
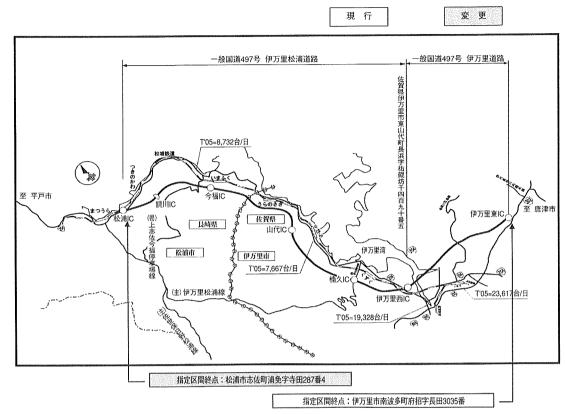


図 6 一般国道483号 北近畿豊岡自動車道(八鹿日高道路・日高豊岡南道路)



一般国道497号 伊万里・伊万里松浦道路 図 7

一般国道二三号、一五八号、二八三号、 三七五号について

とする。 がなされてきたところであり、当該二路線につい 改正)は、原則として年度単位で行うという運用 時期は表2のとおりである。 となっていることから、これを指定区間に編入す 九年中に終了し、同年中に供用が開始されること ること、また、当該区間に係る改築事業が平成一 の立案の基準(以下「基準」という。)に該当す 般国道の指定区間を指定する政令の制定又は改廃 区間については、当該路線が道路法施行規則(昭 ても、今回の改正に併せて指定区間編入すること 開始(予定)となるが、指定区間の指定(政令の ることとするものである。 これらの路線に係る新たに指定区間に編入する なお、各路線毎の基準該当性及び供用開始予定 二十七年建設省令第二十五号)第一条の二の一 五八号、三七五号については、 本年中の供用

般国道四七〇号、四八三号:

2

四九七号について

これらの路線については、新設路線となってい

るところである。

うとする区間については、 これら三路線の今回新たに指定区間に編入しよ 事前の道路交通調査等

として特定できる区間はすべて指定区間として指

となっている。

定するものとしているところである

等により、

事業化が確定しており、

起終点が道路

決定前であっても、

都市計画決定がなされている

指定区間編入を行うこととしており、

また、

区域

新設路線については、

区域の決定があった後に

主っ

路線名	基準該当性	供用開始時期
一般国道23号	2号(地域高規格道路)	平成19年2月26日
一般国道158号	1号(高規格幹線道路)	平成19年中
一般国道283号	1号(一般国道自専道)	平成19年3月18日
一般国道375号	1号(高規格幹線道路)	平成19年中

する一般国道の区間

3

国土を縦断し、 般国道の区間

横断し、

又は循環して都道 経済上又は文化

府県庁所在地その他政治上、

上特に重要な都市を効率的かつ効果的に連絡

基準該当性	都市計画の決定状況
1号(高規格幹線道路)	平成11年5月
1号(高規格幹線道路)	平成18年3月
1号(一般国道自専道)	平成18年12月
	1号(高規格幹線道路) 1号(高規格幹線道路)

都市計画の決定状況については、各路線とも今回追加する区間における最終の 都市計画を掲載

> (2) (1)

「車交通網を構成する自動車専用道路である 高速自動車国道と一体となって全国的な自 されているところであり 年建設省令第二十五号)

北海道の区域内に存する一

般国道の区間

基準については、

道路法施行規則

(昭和二十七

第一条の二において規定

3

指定区間を指定する基準について

(4) 効果的に連絡する一 かに規定する一 飛行場と高速自動車国道又は①、 は同法付則第五項に規定する港湾又は重要な 港湾法 一項第一 一号に規定する特定重要港湾若しく (昭和二十五年法律第) 般国道の区間とを効率的かつ 般国道の区間 ②のいずれ 一百十八号

は次のとおりである。

このような基準が制定されることとなった経緯

また、 路区域の決定) 平成一九年度から事業着手 を経て、 間に編入することとする(表3)。 基準にも該当することから、 またそれぞれの都市計画決定を受けて、 が可能となる段階となっており、 (測量 ・用地買収、 今回、 指定区 道

般国道二一〇号について

いる。 ŋ ||該路線については、既に供用が開始されてお 現時点では県管理の指定区間外国道となっ

のである。 め、 ٤, 国土交通大臣が管理すべきものであるといえるた 線の一部区間の代替路線として機能していること については、 (<u>*</u>2), 当該路線に係る新たに指定区間に編入する区間 今回新たに指定区間に編入することとするも 基準に該当していること(二号該当)から、 周辺に代替する一般国道が存在しないこ 平行する九州横断自動車道長崎大分

ある。 として国土交通大臣が管理することとするもので 度までに完了したことから、 区間 臣に道路管理を引き継ぐ体制が整ったこと、 た防災・交通安全対策等の改良事業は平成一七年 道路台帳の調整がはかられ大分県から国土交通大 また、大分県による当該路線の当該区間に係る の 時改築とそれに引き続き県が実施してい 今回新たに指定区間

《第二次地方分権推進計画

※2…長崎大分線の由布院IC~大分ICの間は霧による通

霧の間はこの国土開発幹線自動車道(高

速自動車国道) 行止めが多く、

の代替路線

(迂回路) として機能してい

ŀλ

7

は

該政

令で

指定されるよう行うも

のとした。

(4**)**

ŏ

13

ず

ħ

か

13

に該当

7

る

般

国

道

0

区

間

が

る政令の

制定又は

改

廃 般

0 国

立案に

0

14

ては、 間を

1

か

土交通

大臣

が

行う

道

0

指定区

指

定す

道路法施

行

斏

0

部

を改

正する省令

爭

亚

成

六年

= 厠

月

に道路 部改正

法

施

行

規

蒯

を

改

正

六年三

月

五.

日

国

土交通省令第

几

号

玉 成 (道路法施行規則の

範囲に 接管理 を図ることとされ だねることとし、 六日閣議決定。 国 0 崩 て公共事業に係る 的 中 一次地 な見地 確化と国 する公物に 0 央 限定 人省庁等 14 て、 方分権推 から 客観的 0 Õ 以 た。 役割 0 Z 必 スリ 下 0 れ 要とされ 14 進 以外は ては、 「分権: 直 0 玉 計 な基準などにより 4 重点 轄事 0 圃 化にも資するように、 直 計 る基 業 宷 地 걘 玉 |轄事業及び 画 没び と地 成 方公共団 \tilde{o} 観点 礎的又は ع 直 方の ιV |轄公物 年 か . أ أ 殺割 崩 体に 玉 (広域 が 月 確 主 0 直 化 Ø 分

《道路審議会答申】

な考え方及び基準 一轄管理 年 Ł 月道 区 間)路 の指定基準に 審議 が ※示され 会答申 関 13 す お る 答 r V 7 申 宷

直轄管理区間の 基本的な考え方

- 高速自動車国道と一体と なって全国的な自動車交通 網を構成する自動車専用道 路である一般国道の区間
- 二. <u>国土を縦断し、</u>横断し、 又は循環して、<u>都道府県庁</u> 所在地その他政治上、経済 <u>上又は文化上特に重要な都</u> 市を効率的かつ効果的に連 絡する一般国道の区間
- 三. 港湾法 (昭和二十五年法 律第二百十八号)第二条第 二項に規定する特定重要港 湾若しくは同法附則第五項 に規定する港湾又は重要な 飛行場と高速自動車道又は 前二号のいずれかに規定す る一般国道の区間とを効率 的かつ効果的に連絡する一 般国道の区間

凡例 既存指定区間部分 追加指定区間部分 指定区間未編入部分 高速自動車国道 その他の道路

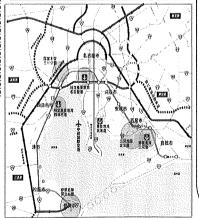
都道県庁所在地その他政治上、 経済上又は文化上特に重要な都 市:広域交通の拠点となる都市 ①都道府県庁所在地

②人口概ね30万人以上の都市 ③人口概ね10万人以上かつ昼 夜間人口比1以上の都市

効率的な連絡: 原則として近接する重要な拠 点間を結ぶ道路が交差すること なく、最短な距離で連絡

効果的な連絡:

重要な拠点以外の拠点(都市 連担する地域、広域交通の発 が連担する地域、広域交通の発生が多い空港・港湾、観光地等) をより多く連絡するよう配慮



23 号該当事項

①名古屋市(222万)、津市 (28万)

②豊橋市((37万)、四日市

③西尾市(10万)、安城市 (17万)、刈谷市(14万)、 松阪市(17万)、伊勢市 安城市 伊勢市 (13万)(※昼夜率1.0以上)

豊橋市一西尾市一安城市-刈谷市一名古屋市一四日市 市一津市一松阪市一伊勢市 →三河湾、伊勢湾に沿って 最短で連絡

特定重要港湾:

名古屋港、四日市港

重要港湾: 三河港

観光地と連絡:

三河湾国定公園(蒲郡市) 国営木曽三川公園

(桑名市)

伊勢志摩国立公園 (伊勢市)

図 8

直轄管理区間の 基本的な考え方

- . <u>高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路である一般国道の区間</u>
- 二. 国土を縦断し、横断し、 又は循環して、都道県庁所 在地その他政治上、経済上 又は文化上特に重要な都市 を効率的かつ効果的に連絡 する一般国道の区間
- 三. 港湾法(昭和二十五年法 律第二百十八号)第二条第 二項に規定する特定重要港 湾若しくは同法附則第五項 に規定する港湾又は重要な 飛行場と高速自動車国道又 は前二号のいずれかに規定 する一般国道の区間とを効 率的かつ効果的に連絡する 一般国道の区間

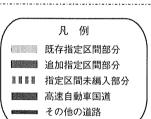


図 9

23号該当事項 高規格幹線道路 中部縦貫自動車道 高速自動車国道 高速自動車国道と一体となって全 中央自動車道長野線 国的な自動車交通網を構成する。 東海北陸自動車道 · 北陸自動車道 常山県 部縱貫自動車道 4=160km 6工区指定区間編入・供用済) 5工区(今回指定区間編入·供用箇所 石川県 =6.464km 高山濱見道路 L=24.7km meric 段上/模(C 岐阜県 超湖 (土柱JCT)

施行日について

π

)理由については次のとおりである。 E三段階の施行日を設けているところである。こ九年三月一日としているところであるが、その今回の改正政令については、原則施行日を平成

一般国道二三号について

(1)

これに併せて施行することが必要である。
一九年二月二六日(岡崎バイパスの区間については平成間のうち、豊橋東バイパスの区間については平成間を当については平成の段間については平成の段間については平成の段間が

一般国道二一〇号について

2

一般国道二一〇号については、業務の円滑な移管(県管理から国管理へ)を行う必要があり、こで、については通常一週間以上の周知期間を設けている。)であり、また、その変更の周知については道路で理の利用者又は通行者にとってわかりやすいタイミングで行うことが必要であることから区切りのよい日とした。

した。めの平成一九年三月一日を施行日とすることとめの平成一九年三月一日を施行日とすることとしたがって、公布の日から八日後で、月の初

3 般国道四七〇号、 四八三号

を行う周辺地域住民等にとってわかりやすいタ り、また、事業開始のタイミングは、当該事業 一日)に併せて施行することとした。 の政令の区切りのよい施行日(平成一九年三月 イミングで行うことが必要であることから、こ あるため、その施行は今年度中に行う必要があ 開始する必要があることから改正を行うもので これらの路線については、新年度より事業を 四九七号について

(4) 一般国道一五八号、三七五号について

とから、 のよい施行日(平成一九年三月一日)に併せて とが必要であることから、今回の改正の区切り あり、また、当該事業を行っている周辺地域住 民等にとってわかりやすいタイミングで行うこ の編入が原則として年度単位で行われているこ に供用開始がなされる予定であり、指定区間へ これらの路線については、平成一九年一〇月 今回の改正に併せて行うことが必要で

ない。) ても供用開始までの間の工事実施上支障は生じ 臣が権限を代行して行っており、同日に施行し (当該区間の改築については現在国土交通大

施行することとした。

一般国道一六三号について

(5) 般国道一六三号の改正は、 市町村合併によ

> め、 木津川市が設置されることに伴う改正であるた り平成一九年三月一二日に山城町が廃止され

6 一般国道二八三号について

成一九年三月一八日に併せて指定区間に編入す が行っており、 入される区間の改築については、現在一部を県 般国道二八三号の路線に係る指定区間に編

同日に施行する必要がある。 である。 る必要があるため、同日に施行することが必要

その他の改正規定について

当該区間の供用開始日である平

年二月二六日に併せて施行することとした。 れは直ちに別表に反映させる必要があることか に行われた市町村合併等によるものであり、 その他の改正については、平成一八年中に既 本改正政令の最初の施行日である平成一九

理される。 これにより、 施行日については表4のとおり整

を分けて施行することとしたものである。 施行しなければならないものについては、 も多い平成一九年三月一日とし、それ以外の日に したがって、この政令の施行日は改正号数の最 施行日

路線名	施行日
23号の一部、101号、108号、126号、156号	平成19年2月26日
158号、210号、375号、470号、483号、497号	平成19年3月1日
163号	平成19年 3 月12日
283号	平成19年3月18日

特別会計に関する

法律 (道路関係) について

道路局路政課

はじめに

不紹介します。

「紹介します。

本年三月二六日に「特別会計に関する法律」が
本年三月二六日に「特別会計に関する法律」が

一 現行の道路整備特別会計の概要

道路整備特別会計では、一般会計からの繰入金ため、昭和三十三年に設置されました。
がする国の負担金等の交付等に係る歳入歳出を一対する国の負担金等の交付等に係る歳入歳出を一対する国の負担金等の交付等に係る歳入歳出を一ため、昭和三十三年に設置されました。

を実施しています(図参照)。 でま、地域連携推進事業、有料道路事業への出 で、地域連携推進事業、有料道路事業への出 で、交通円滑 で、で通円滑

特別会計に関する法律の内容

(道路関係)

総論

除を行うものとする」とされています。また、ついては、平成二〇年度までに統合し、無駄の排別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及別会計及のでは、「道路整備特別会計、治水特日閣議決定)では、「道路整備特別会計、治水特日閣議決定)では、「道路整備特別会計、治水特日閣議決定」(平成一七年一二月二四

率化を図るものとする」とされました。 常工・会がのである。この特別に関する法律」(平成十八年法律第四十七号)第二十条第一項においても、「道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整成二〇年度までに統合するものとする。この場合において、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業については、その合理化及び効率化を図るものとする」とされました。

れらの政府の方針に基づいて行われたものです。今回の「特別会計に関する法律」の制定は、こ

2 各論

要は以下のとおりです。「特別会計に関する法律」のうち道路関係の概

社会資本整備事業特別会計の設置

業特別会計が設置されます。

業特別会計が設置されます。

業特別会計が設置されます。

業務勘定の五つの勘定が設置されます。整備勘定、治水勘定、港湾勘定、空港整備勘定、追路を開勘定、空港整備勘定、

とになります。からは、基本的に道路整備勘定で経理されるこからは、基本的に道路整備勘定で経理されるこされていた事業については、平成二〇年度予算この結果、これまで道路整備特別会計で経理

② 業務勘定の設置

に経理することになります。
社会資本整備事業特別会計の業務勘定で一元的
を選集については、これまで道路整備特別会計
の業務勘定で一元的
を選集については、これまで道路整備特別会計

ことになります。
る費用についても業務勘定で一元的に経理する
各事業に関する横断的な調査を効率的に実施す

ついても、平成二〇年度以降は、業務勘定にお理することされている都市開発資金の貸付けになお、都市開発資金融通特別会計において経

いて経理することとなります。

③ 借入金規定の廃止

現行の道路整備特別会計法では、道路整備事別源や予備費等を充当してもなお財源に不足が財源や予備費等を充当してもなお財源に不足が財源に充てるため借入金をすることができるこ財源に充てるため借入金をすることができることなっています。

置かないこととしています。 といしながら、借入金については、借入金規定は を工ないことから、社会資本整備事業会計道 を連載に要する費用の財源に充てることは想 を以降実績が無く、今後も当面は借入金を道路 を以降実績が無く、今後も当面は借入金を道路

④ 一般会計における経理

独立行政法人土木研究所に対する運営費交付独立行政法人土木研究所に対する運営費交付

⑤ 道路整備特別会計法の廃止、

す。平成一九年度から社会資本整備事業特別会一八年度末をもって廃止されることになりま現行の道路整備特別会計法については、平成暫定的な特別会計の設置

会計が設置されることになります。関する法律」に基づき、暫定的に道路整備特別計が設置されるまでの一年間は、「特別会計に

なります。 は、現行の道路整備特別会計と基本的に同じには、現行の道路整備特別会計で経理する事業設置される道路整備特別会計で経理する事業

⑥その他

います。 果を踏まえて、 源制度の見直しと併せて検討を行ない、その結 財源の見直しに関する具体策」に基づく特定財 このため、道路整備勘定に関する規定について 年度以降については、 策」に基づき見直しを行うこととされています。 例法に基づく特定財源制度については、平成 出などの規定が置かれています。 規定された特定財源制度を根拠とする歳入・歳 定された「道路特定財源の見直しに関する具体 九年度までの時限措置とされており、平成二〇 現行の道路整備特別会計では、財源特例法に 平成二〇年三月三一日までに、「道路特定 必要な措置を講ずることとして 昨年一二月八日に閣議決 一方、 財源特

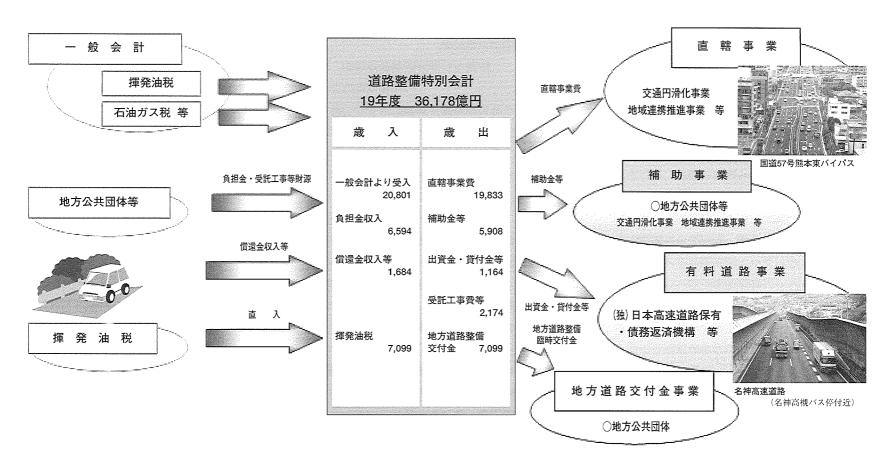


図 道路整備特別会計の概要

ΉĒ 超法令關係 Q & A

道路法の道路とは?

道路局路政課

シンイチ くなりますよね。ふぁ~。 もう四月ですよ。 いやし、 春は暖かいから、すぐにねむ 一年経つのって早いですね。

CONTRACT CON

ダイ蔵 そんな間抜けな顔してあくびするとは、 ずいぶん余裕ができたな。そんなことでは新人 にすぐに追い抜かれるぞ。

シンイチ うつ…。そ、そんなことありませんよ。 それにしてもどんな新人が来るんですかね。楽 しみですけど、緊張しますね

ダイ蔵 …と噂をしてたら、来たぞ。

新人 はじめまして。今日から路政課でお世話に なります。よろしくお願いします!

ダイ蔵 上で元気がいいのは大事だよ。 お、なかなか元気がいいね。 仕事をする

シンイチ そうそう。でも、やはり頭脳が大事。

ダイ蔵 おまえが言うな。

シンイチ 道路局に来たからには、まずは道路に

> のがあるでしょうか? 関する質問です。道路法上の道路にはどんなも

新人 道路法上の道路? そういうと何だか難し か? べての道路が道路法上の道路じゃないんです ないですが、道路法というくらいですから、す そうですね。道路法のことは、まだよく分から

シンイチ これが違うんだな。一般的には、 はあくまでも道路の形状をした一個人の土地で よね。でも、例えば私道を考えてみよう。私道 自動車が通る道であれば、なんでも道路という しかないよね 人や

新人 確かにそうですね。そうすると、私道は道 うな道路というのは、道路法上の道路と考えて 路法上の道路ではないということですよね。で が多いですよね。やはり、自動車が通行するよ 私道はだいたい住宅街にある小規模なもの

いいんですかり

シンイチ では、ここで道路法令総覧を開いてみ よう。道路法(以下「法」という。)第二条で 四つが掲げられているんだ。 動車国道、一般国道、都道府県道、 ているんだ。そして、法第三条各号には高速自 「道路」の定義をしていて、まずは「一般交通 の用に供する道で次条各号に掲げるもの」とし 市町村道の

新人 高速自動車国道や都道府県道は何となく分 を払わないと通れないですよね 行者は通行できないですし、有料道路ならお金 うことなんですか。特定の人しか通れない道で はないということでしょうけど、高速道路を歩 かりますが、一般交通の用に供するとはどうい

シンイチ ここでいう「一般交通の用に供する」 ないと通れない道も、一般に差別なく公開され 味なんだ。自動車しか通れない道や料金を払わ というのは、不特定多数の用に供するという意 ているだろ?

新人 確かに、高速道路だって自動車に乗ってい まだ続きがありますね れますからね。ところで、法第二条第一項には て料金を支払う必要はありますけど、誰でも通

シンイチをう。続きでは、「トンネル、 なってその効用を全うする施設・工作物」も道 船施設、道路用エレベーターなど道路と一体と 渡

新人 こういうのも道路なんですか?路法でいう道路だとしているんだ。

シンイチ そうなんだよね。道路は一般的に土地シンイチ そうなんだよね。道路の管理に当たった道路の効用が発揮できるわけだ。だから、こて道路の効用が発揮できるわけだ。だから、これらも道路に含めて考え、道路の でも、一方で、初めて道路と同じ扱いをすることとしているんだ。

み人 トンネルや橋なら道路に含めるのも分かり

シンイチ そこは、「道路と一体となっていその 対用を全うする施設・工作物」というのが重要 が、渡船施設とは船及び接岸施設の総称なんだ だ。渡船施設とは船及び接岸施設の総称なんだ さっての機能を発揮させるものという意味では、 道路と「一体となってその効用を全うする」と

新人 一般的に考える道路とはちょっと違うとこれていますね。 同条第二項には具体的に挙げられは何ですか。 同条第二項には具体的に挙げられは何ですか。 同条第二項には最後にれていますね。

当該道路に附属して設けられているものも含まシンイチ さらに「道路」には、道路の附属物で

明らかである場合を言うんだ。具体的には、君の言うれるとされているんだ。具体的には、「道路に附属して」とは、物理的に道路のに接している必要はないが、社会通念上、具体的場所における道路のためのものであることが明らかである場合を言うんだ。

新人 確かにガードレール (さく) は道路の安全新人 確かにガードレール (さく) は道路の安全

今まで以上にがんばらないとだよ。 改まって後輩もできたことだから、シンイチもダイ蔵 日々勉強することはあるからね。年度も

ます! シンイチ その通りですね。よろしくおねがいし

ダイ蔵 先輩らしく声の大きさは負けてないね。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号〈参照条文〉

(用語の定義

設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全る道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供す

て設けられているものを含むものとする。うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属し

要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必2。この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保

- 道路上のさく又は駒止
- 二 道路標識、道路元標又は里程標
- 四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、東両監
- 五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又
- は材料の常置場
- 一項に規定する道路管理者が設けるもの 一項に規定する道路管理者が設けるもの
- お言葉よ司等お八十一号)第三条第二項に規定する道路管理者の設ける共同溝及 第八十一号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路 第三十九号)第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路 に第十八条第一項に規定する電線共同溝整備道路又 に第十八条第一項に規定する前線共同溝整備道路又
- ↑ 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの
- をいう。 二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車 二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車 3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和
-)。 年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をい年法律第百五号)第二条第一項第十八号に規定する駐車をいる。 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五)。
- 第八号に規定する車両をいう。 5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項

埼 '玉県県土整備部道路環境課

はじめに

られている 誰もが安心して快適に移動できる歩行空間が求め 考え方に基づき、年齢や障害の 道路については、 (図 1)。 「ユニバ ーサルデザイン」 有無にかかわらず、 O

円滑化 平成 速い のバリア に平均年齢が若い県であるが、 一年頃には二九%に達する見込みである。 ユニバ このような状況の中、 スピードで高齢化が進むことが予想される。 一年には高齢化率が二一%を超え、 備 ラリ ガ 寸 イドライン」 ルデザインの考え方を踏まえた道路 化については、 埼玉県は全国でも四番目 が定められてい 国の 今後、 道路の 全国で最も 平成三 る。 移 本 勭

県では、

これに加え「福祉のまちづくり条例設計

事業概要

ある。 ·ブック」 を定め整備を進めているところで

した。 デ からの意見を活かす、 意見を事業に反映することが重要であると考えて 道路の設計段階から道路を利用する障害者・ 14 者などの方々に参画していただき、 実現するためには、 ル事業を東松山市内の県道深谷東松山線で実施 る。 さらに、 次にその概要を紹介する。 そこで、 より質の高 本県では、そのような道路利用者 この ユニバーサルデザイン・ いユニ ような指針はもとより、 バ 道路利用者の 高齢 Ŧ

歩道の設置、段差・傾斜・ 勾配・舗装の改装 31% 電柱・看板類の撤去 11% 街路樹の設置 十 改善 4 %

出典:国土交通省「道路環境に関する点検による改善要望箇所」 (平成11年秋までの実施地区での合計)

図 1 道路について利用者が改善してほしいと 感じるていること

森 隆

県道深谷東松山線の東武東上線東松山駅と東松 **県道深谷東松山線自転車歩行者道整備** ーサルデザイン を その他 37% 道路標識・道路反射鏡・ 防護柵の設置・改善14% 視覚障害者誘導ブロックの 設置改善

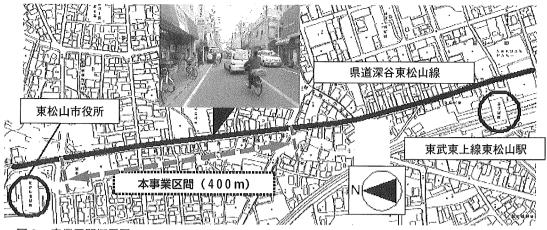
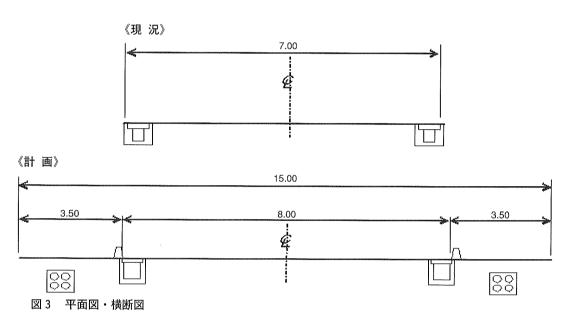


図 2 事業区間概要図

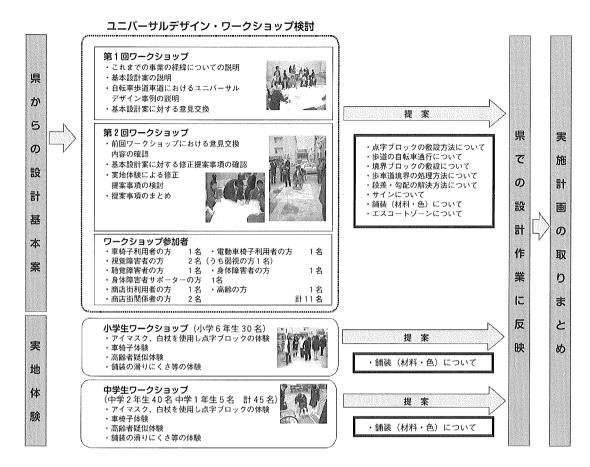


道路利用者の参加

本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの本事業では、平成一六年に車椅子利用者などの

ばないでいる。 「いるのでいる。 にはずいでおり、また、市役所などの公共施設を利用するでおり、また、市役所などの公共施設を利用するでおり、また、市役所などの公共施設を利用するでおり、また、市役所などの公共施設を利用するが必要によっている。

車歩行者道整備を行っている。 年までの完了を目指している(図2・3)。 ○○mの区間を幅員一五~一八mに拡幅する自転 デザイン・モデル事業と位置付け、 指定されている。このため、その整備にあたって 先的にバリアフリー整備を進める 松山市基本構想」 が必要となっている。 この道路は、交通バリアフリー法に基づく 道路利用者の意見を取り入れるユニバーサル (東松山市策定) 事業は、平成二二 「特定経路」 現在、 におい 全長四 優 東



道路利用者参加のプログラム

図 4

とおりである。 ワ ユニバ - クショ ーサルデザインの視点からの提案 ッ プ参加者からの主な提案は、

どについて意見交換を行った。

4

ワ

留意して意見の合意形成を図った。 3 ショ ップにおいては、 次のような事

項

意見交換を行った。 ルー 人 ・ブに分割し、 人に多くの意見を伺うため、 それぞれのグループ内で 全体を三

触知可 口頭で説明すると同時に、 能な図 面を用いて説明した。 視覚障害者の 方 が

などについて意見交換を行った。 すさや車椅子での走行性、 0) 道路舗装サ 舗装サンプル プル を 使用, の素材と色につ Ļ 濡れ 商店街での見栄え た時 Vi て、 0 滑り 実際 Þ

歩車道 工 等について、 視覚障害者の 椅子での走行性、 て意見交換を行った。 スコー て、 視覚障害者の |境界の段差解消ブロ 実際 ŀ ゾー 方の 実際の段差解消ブ 0 ン 工 の敷設 方が 横断歩道の スコ 色による視認性などに 0 ートゾーンを体験 つまず 0) 是非と改善点等に ッ かな わ ク是非と改善 かりやすさな 口 い エ ツ クを使 夫や . つ 車 用 点

クショップにおける留意点

道行わ 2007.4

表

0

た。

うことにより、写真や図面を見るだけとは違

5 ワークショップによる成果

・クショップにより、次のような成果があっ

道路舗装や段差解消ブロックなどで実物を使

整備イメージを持つことが出来るため、

触知可能な図面を使用することにより、 障害者の方からも参考になる意見を聞くこと 容が深まった。 ワークショップ参加者の議論が活発になり内 視覚

ップ参加者からの主か提案

x / // // // // // // // // // // // //	表 ソークショップ参加者からの主な提案 						
項目	提案内容	理由					
■点字ブロックの敷設 について	・視覚障害者が歩きや すいよう民地境界か ら1mの箇所に敷設 する	・民地の境界に近いと 物が置かれていると 歩けない・介添えの人と並んで 歩けるようにする					
■歩道の自転車通行に ついて	・歩道内に自転車の通 行を誘導する着色を 行い自転車と歩行者 を分離する	・自転車の走行マナー が悪く危険である ・高齢者や聴覚障害者 は、突然追い越され ると危険である					
■歩車道境界の段差解 消ブロックの敷設に ついて	・部分的に段差解消ブロックを設置する・点字ブロックの導線に支障がない位置に設置する・段差解消ブロックに着色し、サインブロックを設置する	・歩車道境界の段差を 無くし、車椅子を走 行しやすくする ・視覚障害者と車椅子 利用者の通行が重複 しないようにする ・段差解消ブロックを 認知しやすくする					
■舗装の素材と色につ いて	・透水性の洗い出し平 板で、自然石のまま の緑色にする。 ・車の出入り口は、舗 装の色を変える。	・車椅子の走行で滑らないようにする・自然な色がよい。・車の出入り口に注意を促す必要がある					

意見交換により、 視覚障害者と車椅子利用者など障害の違う方 関係が生まれた。 が同じ場で話し合い、意見の集約ができた。 行政と道路利用者との信頼

より多くの人が使いやすい道路とするため、 道路利用者の意見を設計に反映できた。

おわりに

などが十分できない場合もあり得た。 体であった。説明会では、行政が作成した案を初 めて説明するため、住民にとっては事業への理解 うと行政の主導による地元住民への説明会等が主 これまでの道路整備においては、住民参加とい

化はますます必要になってくる。 れて、より利便性の高い道路整備が可能になった。 関係が生まれるとともに、利用者の意見を取り入 、の要請により、道路の歩行空間のバリアフリー 急速な高齢化の進展や誰もが暮らしやすい社会

うことにより、道路利用者の理解や行政との信頼 開催し、設計段階から道路利用者に参加してもら

このため、本事業においてはワークショップを

の道路のバリアフリー化に役立てていきたいと考 用者と一緒に効果を検証し、その結果をこれから 今回の取組みについては、事業完了後に道路利

えている。

ができた。

行について違法性が争われた事力において行われた

大阪市道土地明渡請求事件

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

のため、平成一〇年一一月二四日の裁決手続開

平成一七年二月二 二日 大阪地方裁判所

(確定)

請求棄却

を明け渡せ。 被告は、原告に対し、 別図物件目録記載の土地

原告の請求

当事者の主張

請求原因(原告の主張)

道路上に設置物が置かれている場合に、行政代

はじめに

(1) 原告の占有

本件土地の来歴等

二の土地」という。)に含まれる土地の一部ない あったが、旧乙丁目一番二の土地は、 番二、宅地一一七·六五。

」(以下旧乙丁目一番 しはそれに隣接する(東側に隣接する)土地で 地」という。)は、以前は「大阪市甲区乙丁目一 る大阪都市計画道路北野都島線の道路拡幅事業 別図物件目録記載の土地部分(以下「本件土 被告によ

して行った代執行について訴えを提起された事例

今回の事例紹介では、

道路管理者が占有者に対

困難であり、且つその不履行を放置することが著 合、他の手段によってその履行を確保することが られた行為について義務者がこれを履行しない場 に命じられ、又は法律に基づき行政庁により命じ 執行が認められる要件としては、法律により直接

しく公益に反すると認められることが必要であ

までは本件建物が存在していたため、本件建 その占有を引き継いで従前から長年使用、 地六五・四六㎡となった。 南側(残地)部分が大阪市甲区乙丁目一番二宅 物の敷地、 有する土地であり、平成一三年一二月二七日 前所有者(C。原告の父である。)の時代から Aの夫であるCの父で、原告の祖父である。)、 部として、Aが本件建物の前々所有者(B。 建物(以下「本件建物」という。)の敷地の一 が大阪市甲区乙丁目一番八宅地五二・一八㎡と、 分筆され、北側部分(拡幅部分に該当する部分) 始決定を原因として起業者である被告によって 本件土地は、原告の母であるAの所有する 本件土地の占有状況、相続など 底地として、 所有の意思を持って

平穏公然と占有していた土地であ

本件土地の相続、 所有関係

得する合意ができたものである。 その四名が分割協議をなし、結局、旧乙丁 となった。なお、Cの相続については、法 平成三年五月一三日に死亡したため相続 目一番二の土地については、Aが単独で取 **女**) E、子 定相続人は、妻A、子(長女)D、子(二 遺産分割協議により、 死亡し、相続によりCの所有となり、 であったが、 旧乙丁目一 (長男) 原告の計四名であり、 Bは昭和五七年五月一五日に 番二の土地は、元はBの所有 結局、Aの単独所有 原告の占有代理など

議の成立について異議を申し立て、 ところが、 後日、 Dが、前記遺産分割協 現在も

(オ) 原告の占有代理 (Aの単独占有あるいは

六分の五の占有の場合

原告関係者一覧

Cの長女。

: Cの二女。

原告:Cの長男

:原告の母。本件建物所有者

原告の父。本件建物の前所有者

本件建物の前前所有者

ホームから転落する事故によって重傷を負 Aは、平成一二年一月一日、 地下鉄の駅

Dの主張を容認しても、Aが六分の五の共 の単独所有について異議はないので、結局 紛争が継続している。 有持分を有していることになる。 一を主張している。ほかの相続人は、A 一番二の土地についても、共有持分六分 D は、 現在、 旧乙丁

t ° Aが二分の一、その余の相続人(原告も含 ため、旧乙丁目一番二の土地についても に応じた共有持分を有していることとなる ても、その場合は、各相続人が法定相続分 ていることになる。 仮に、Cの遺産分割協議が未成立と解し が各六分の一ずつの共有持分を有し

となり、 分で、それぞれ所有、占有をしていること (ウによれば、Aが二分の一、原告が六分の Dが六分の一の共有持分で、さらには前記 れば、Aが単独所有、占有をしていること の所有・占有関係については、前記アによ 以上をまとめると、C死亡後の本件土地 DとEがやはり六分の一ずつの共有持 前記(イによれば、Aが六分の五)

> が、事実上、A、弁護士の代理、 ていた(占有代理、代行)。 して、本件土地の管理、保全の任に当たっ 本件土地についても、 である弁護士がAの成年後見人に就任 所の審判を経て、大阪弁護士会所属弁護士 る能力を欠く常況となったため、 精神上でも障害を残し、事理を弁識す Aの長男である原告 家庭裁判

I. 原告と被告との係争

取壊し完了で解体収去された。 その土地上に存在した本件建物も収用され、 去することとなり、平成一三年一二月二七日、 番八の土地の部分は、 被告の道路拡幅計画事業のため、 結局、 収用されたが、 前記乙丁目

張して、 きた。)土地であるし、 己所有地の一部と認識して、所有の意思を持っ の一部である、もしくは、従前から長年前記 はもともと自己所有地で旧乙丁目一番二の土地 していると主張し、逆に、原告らは、本件土地 物自体の敷地で、建物自体がその上に存在する て平穏公然とその占有を継続してきた(本件建 路部分であって、原告らが従前から 「不法占拠_ 底地部分」であり、 本件土地については、被告は、本来道路、 しかし、その占有は、原告らにあることは 互いに主張が異なる「係争地」 その底地として占有して 不法占拠ではない旨主 水

明らかである。

結局、 解体したのである。 さず、建物全体を合わせて一緒に撤去、収去、 にも問題が多いし、安全上の問題もあるので、 残置部分)だけを残して存続させるのは技術的 が、そのような切り離した幅の狭い建物 離して本件土地上に残置することもあり得た 係争地の上に存在する建物部分はそのまま切り 収去する際に、本件建物全体を解体収去せず、 原告らとしては、 部分とはならず、 本件土地部分は、 「係争地」として残った形となっていたため、 また、前記大阪市の主張により(それゆえ)、 、本件土地部分の上に存する建物部分も残 本来ならば、本件建物を解体 収用外物件として、そのまま 被告の用地買収や収用の対象 (切断

オ 占有保全の措置

係争土地部分たる本件土地は、あくまで原告らの長年占有してきた土地であり、所有権の争いを放棄したわけではないので(係争地であることに変わりはない。)、Aは、その費用を持って、その部分(本件土地)の周囲、具体的には、「東側の現況道路部分との境界線の側」にブロック塀を設置し、「南側現況道路部分との境界線内側」にはスチール製パネルを組み立てて界線内側」にはスチール製パネルを組み立てての占有を保全、確保する措置を取った。

(2) 被告による占有侵奪

被告は、本件建物が解体、撤去された後、それを奇貨として、「不法占拠」の主張を貫徹するため、いったん本件建物が解体、撤去された後で設置されいったん本件建物が解体、撤去された後で設置された前記ブロック塀やパネルが、不法占拠物件であるという主張を展開して、平成一四年三月八日付文書という主張を展開して、平成一四年三月一八日付文書をもって原告に対し、前記ブロック塀などの物件除去をなすべき戒告を行い、平成一四年三月一八日、その行行をなす旨通知し、平成一四年三月二八日、その行行をなす旨通知し、平成一四年三月二八日、その行行をなす旨通知し、平成一四年三月二八日、その行行をなす旨通知し、平成一四年三月二八日、その行行をなす旨通知し、平成一四年三月二五日付「代執行令書」でもって行政代執の生活を強行という。)

本件土地の占有を妨害するものではなく、以前か 本件土地の占有を妨害するものではなく、以前か ちの原告らの占有は依然として継続しており、そ の占有部分上に新たに設置されただけの物件である から(原告らの本件土地に関する占有の形態が変 更されただけと見るべきであるから)、被告が、そ の「不法占拠」を解消したければ、妨害物件撤去、 土地明渡しの裁判を提起するなどの適式、適法な 土地明渡しの裁判を提起するなどの適式、適法な 法的措置を講じて、決着をつけるべきであって、 緊急で、代替措置のないケースで、厳しい要件を

備えるべき行政代執行という措置(本件代執行)でもって原告らの「占有」を奪うことは法律の適用上明らかに違法、違憲の存する許されない手法というべきであり、さらには、土地の主たる占有者たるA(その成年後見人たる弁護士)に、何らずたる人(その成年後見人たる弁護士)に、何らずことも違法、違憲であることは明らかである。

(3) まとめ

を求める。
に対し、占有回収の訴えによる本件土地の明渡しに対し、占有回収の訴えによる本件土地の明渡しにより取得した占有(六分の一)に基づき、被告よって、原告は、Aの占有代理人あるいは相続

2 請求原因に対する被告の認否

(1) 請求原因(1)について

その外側に存在することを認めていた。
し、その余は認める。原告は、本件土地が旧し、その余は認める。原告は、本件土地が旧アーアのうち、本件土地が旧乙丁目一番二の土

は不知ないし争う。 上に建物が存在していたことは認め、その余イ イのうち、平成一三年一二月まで本件土地

ウ ウについて

地について、登記簿上、昭和五三年九月二ア)アは不知。ただし、旧乙丁目一番二の土

が移転されていることは認める。 日付け相続を原因としてCに所有権の名義 四日付け売買を原因としてBに所有権の名 義が移転され、 次いで昭和五七年五月一五

(イ)は不知。

- (オ)(エ)(ウ)(イ) (エは不知。 (ウは不知。
- 重傷を負い、弁護士がAの成年後見人に就 下鉄の駅ホームから転落する事故によって (オのうち、 Aが平成一二年一月一日に地

地を不法占拠しているとしてその解決を一貫 平成一三年一二月に建物が除却されたこと、 いし争う。 被告が原告らにおいて本件建物により本件土 して求めてきたことは認め、その余は不知な エのうち、乙丁目一番八が収用されたこと、

工

任したことは認め、その余は不知

チール製パネルが設置されたことは認め、そ 余は不知ないし争う。 オのうち、本件土地上にブロック塀及びス

(2) 同(2)について

日付 通知し、 をもって原告に対し、 除去をなすべき戒告を行い、平成一四年三月二五 同②のうち、被告が平成一四年三月八日付文書 「代執行令書」でもって本件代執行をなす旨 平成一四年三月二八日、本件代執行を行 前記ブロック塀などの物件

> ったことは認め、 その余は不知ないし争う。

(3)同(3)は争う。

3 被告の主張

(1) 本件代執行に至る経過など

りである。 本件代執行に至る事実経過は、 概ね別表のとお

(2) 行政代執行と占有侵奪

あり、 されないと解すべきである。 為として不成立のものと認めるべき場合又は外観 の訴えによってその物の返還を請求することは許 合でない限り、たとえその執行行為につき瑕疵が 上明白に公権力による執行行為と認められない場 執行機関の行為又は公権力に基づく執行行為によ あって、私力によってではなく、権限ある国家の の私力によって物の占有を奪われた場合に侵奪者 上執行行為と認めるに足りる方式を欠く等執行行 って占有が奪われたような場合には、それが外観 からその物の返還を請求することを認めた制度で 元来、占有回収の訴え(民法二百条)は、 無効と認むべき場合であっても、 占有回収 他人

管理者として同法七十一条一項の規定に基づく除 かに道路法四十三条の規定に違反するため、 置されていることを確知し、当該設置行為が明ら 地の一部であった本件土地上にブロック塀等が設 被告は、上記のとおり、市道九四号線の道路用 道路

> 規定に基づき本件代執行を行ったものである。 もって原告に対し通知を行った上で、同法二条の 告を行い、なお履行期限までに除却が行われなか から、行政代執行法三条一項の規定に基づき、 しく公益に反すると認められる状態であったこと 道路の視認性が低下して特に夜間は極めて危険な 出して設置されているため道幅が狭まっており、 れず、一方で当該ブロック塀等が上記市道上に突 却命令を原告に対して行ったところ、除却が行わ ったため、同条2項の規定に基づき代執行令書を 状況になっていてもはやこれを放置することは著 したがって、本件代執行が外観上執行行為と認

うべきである。 力による執行行為と認められないものにも当たら めるに足りる方式を欠く等執行行為として不成立 本件土地の明渡しを求めることは許されないとい ないことは明白であり、占有回収の訴えによって のものと認めるべきものにも、外観上明白に公権

(3) 本件代執行の適法性

事を発注した者であることを被告職員に対して明 言していたものであり(Aの成年後見人である弁 日の時点では、 を行ったことは違法、違憲である旨主張している。 Aに何ら戒告も通知もなさずに被告が行政代執行 しかしながら、原告は、平成一三年一二月二七 なお、原告は、本件土地の主たる占有者である 原告自身がブロック塀等の設置工

等の設置工事を発注したことが明記されてい 護士からの平成一 ではない。 被告が原告に対して戒告等を行い、Aに戒告ない 塀等の設置行為を行った者が原告であるとして、 である。 送達されていない旨を主張するようになったもの 申立書において初めて、Aに対して代執行令書が 平成一四年三月二七日付行政代執行に関する異議 たにもかかわらず、特段の異議申立てもなさず、 行政不服審査法六条)ができる旨が教示されてい 段階において、異議申立て(道路法九十六条二項、 ず、また当該命令・戒告・代執行令書の各手続の されていた(行政手続法十三条一項)にもかかわ 規定に基づく除却命令について弁明の機会が付与 る。)、さらに、 関する異議申立書においても、原告がブロック塀 し通知を行わなかったとしても、何ら違法・違憲 当該命令の対象者について何らの弁明もせ 以上のようなことからすれば、ブロック 原告自身、道路法七十一条一項の 四年四月一六日付行政代執行に

(4) その他

目台でうる。

三 裁判所の判断

主文

原告の請求を棄却する。

1 請求原因について

請求原因1)について

その余の事実は当事者間では争いがない。地に含まれる土地の一部であったことを除くアのうち、本件土地が旧乙丁目一番二の土

ア (1)

イ イ・ウについて

告の父であったじがかつて本件建物を所有し 年五月一五日付け相続を原因としてC(原告 祖父)に所有権が移転され、次いで昭和五七 また、証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、 故によって重傷を負い、 在していたこと、ウオのうちAが平成一二年 土地及び本件建物につき平成一一年四月三〇 ていたこと、Cが死亡し、旧乙丁目一番二の 九月二四日付け売買を原因としてB(原告の 旧乙丁目一番二の土地について、昭和五三年 見人に就任したことは当事者間に争いがない。 に本件建物(正確には本件建物の一部) 月一日に地下鉄の駅ホームから転落する事 (父)に所有権が移転されたこと、本件土地 イのうち平成一三年一二月まで本件土地上 本件建物の敷地の一部であったこと、原 弁護士がAの成年後 が存

> ウェのうち、乙丁目一番八が収用されたこと、 平成一三年一二月に本件建物が除却されたこ こと、しかし、旧乙丁目一番二の土地につい がない。 件土地を不法占拠しているとしてその解決を ことができる。なお、原告主張の遺産分割が の裁決がなされていることの各事実を認める が各六分の一ずつの共有持分を有していると が二分の一、その余の相続人(原告も含む。) 一貫して求めてきたことは、当事者間に争い と、被告が原告らにおいて本件建物により本 ることを認めるに足りる的確な証拠はない。 全に関して、A、弁護士の代理、 成立したこと、原告が、本件土地の管理、 有権更正手続をもって対抗できないとし、A ては起業者である被告の承諾がないとして所 分の五、D持分六分の一の登記が経由された 日に所有権更正登記申請が行われ、 代行者であ A持分六

に争いがない。
チール製パネルが設置されたことは当事者間エーオのうち、本件土地上にブロック塀及びス

(2) 同(2)について

日付「代執行令書」でもって本件代執行をなす旨除去をなすべき戒告を行い、平成一四年三月二五をもって原告に対し、前記ブロック塀などの物件同(2)のうち、被告が平成一四年三月八日付文書

2 判断

(1) 原告には本件土地の占有があるのか

本件土地が旧乙丁目一番二の土地の一部であった(原告主張)のかこれに隣接する道路の一部でたの間で争いがあるが、本件土地上に本件建物の一部でとの間で争いがあるが、本件土地上に本件建物の本件建物の所有者が、本件土地を占有していたと本件建物の所有者が、本件土地を占有していたと本件建物の所有者が、本件土地を占有していたといえる。

建物の所有者ではなくなっていたといえる。そう 登記の申請をした平成一一年四月三〇日には本件 正登記が経由されており、 有権につきA持分六分の五、D持分六分の一の更 しかし、上記認定したところから、本件建物の所 ついての占有を相続により取得したことになる。 れに伴い本件建物の敷地の一部である本件土地に 件建物の六分の一の持分を相続により取得し、こ 権を取得したことになる。そうすると、原告は本 ず、相続人は法定相続分に従って本件建物の所有 続人間で遺産分割の協議が成立したとは認められ 権を有し、したがってその敷地の一部である本件 土地の占有を有していたといえる。Cについて相 上記認定したところから、Cが本件建物の所有 原告は、 遅くとも更正

ないことになる。

ないことになる。

ないことになる。

が 原告が、本件土地の占有を有しているとする余地 やパネルを設置した。このような経過からすると、 間に、原告が本件土地上に上記認定のブロック塀 につき検討する。 告が本件土地の占有を侵奪したといえるかどうか がないわけではない。そこで、念のために、 したように、本件建物が解体された後、 ていたとする余地があり得る。そして、上記認定 れば、本件土地についての占有もなお原告が有し 原告がなお六分の一の共有持分を有しているとす 余地がある。そこで、仮に、本件土地についても、 含む。)が各六分の一ずつの共有であると解する は したところから、旧乙丁目一番二の土地について 地の一部であった旨の主張をしており、 ただ、原告は、本件土地が旧乙丁目一番二の土 本件土地の占有を有していると仮定して、 なおAが二分の一、その余の相続人 わずかの 上記認定 (原告も 原告 被

(2) 被告の本件代執行が侵奪といえるかどうか

の占有を強制的に解かれたような場合には、上記から権限のある行政機関によりその行為として物よって占有を奪われた場合に、その奪った者からよって占有を奪われた場合に、その奪った者からよって占有を奪われた場合に

の物の返還を請求することは許されないものと解された行政機関としての行為と認めるに耐えられない場合、換言すれば外観上も私人の私力の行使と同視しうるような場合を除いては、行政手続上の救済を求め又は実体法上の権利に基づく請求をなしうることは格別、占有回収の訴えによってそなしうることは格別、占有回収の訴えによってそ

するのが相当である。

請求することは許されないというべきである。 3 (1)の事実経過を踏まえて、本件代執行を行っており、外観上私人の私力の行使と同視できるようなものでないことは明らかである。そうすると、原告は、仮に本件土地についての占有を有しているとしても、占有回収の訴えによっては本件土地の返還をでも、占有回収の訴えによっては本件土地の返還を

点に関する原告の主張は理由がない。 Aに何ら戒告も通知もなさずに本件代執行を行っ たことが、違法、違憲である旨主張している。し かし、本件土地に上記認定のブロック塀やパネル を設置したのは、原告であるから、Aに対して本 件代執行に至るまでの手続を経る必要はなくこの 件代執行に至るまでの手続を経る必要はなくこの 点に関する原告の主張は理由がない。

3 結論

こととし、主文のとおり判決する。
よって、原告の請求は理由がないから棄却する

別表 本件代執行に至る事実経過【被告の主張】

別表本位	牛代執行に至る事実経過【被告の主張】
平成13年 12月10日	平成10年12月10日に分筆される前の旧乙丁目1番2の土地上の建物(以下、原告の主張する「本件建物」と思料されるので以下においては「本件建物」という。)に養生シートが設置されていることを被告大阪市建設局用地部審査課職員が確認する。
12月21日	本件建物の解体工事がほぽ完了していることを建設局用地部北部方面用地課職員が確認する。
12月25日	本件建物は解体収去されており、旧乙丁目1番2の土地から分筆された被告所有の大阪市甲区乙丁目1番8宅地公簿・実測面積52.18㎡の明示を行うため、建設局用地部北部方面用地課から依頼を受けた同局管理部測量明示課が測量を行おうとするのを、原告が測量器具を蹴るなどして妨害する。また、旧乙丁目1番2の土地の東側に隣接する大阪市道大淀区第94号線(以下「市道94号線」という。)上の土地(以下「本件道路用地」という。)上にコンクリートブロック塀の建築が開始されているのを発見し、同部路政課職員が工事請負業者に対して工事の中止を口頭で、勧告した。
12月26日	コンクリートブロック塀が完成しているのを職員が発見する。原告は現場でツルハシを持って立って おり、現場の写真も取れない状況である。
12月27日	コンクリートブロック塀のほか、パネルも設置されようとしているので、これらの物件に除却勧告文を貼り付ける。パネル設置作業中の工事請負業者に、施主は誰かと尋ねたところ、呼び出された原告が現場に現れ、除却勧告文を剥がす。
12月28日	現場の通行安全確保のため、視線誘導標識を旧乙丁目1番2の土地の南東側に設置する。
平成14年 1月4日	視線誘導標識が無断で撤去されているのを発見する。
1月8日	視線誘導標識を再度設置する。
1月9日	視線誘導標識が再度、無断で撤去されているのを発見する。
1月15日	原告に対して、コンクリートブロック塀、パネル、鉄板を除却すべき旨の除去勧告文を郵送する(内容証明かつ配達証明) なお、送達先については、平成13年12月27日にどこあてにすべきか原告本人に尋ねたところ、明確に答えず、弁護士に聞くようにとのことのことであったので、弁護士に照会の上、回答を受けた住所(以下「原告居所」という。)をあて先とした。
1月21日	コンクリートブロック塀及びパネルに除却勧告文貼り付け。
1月22日	原告が前日付け上記除却勧告文を剥がす。
1月23日	コンクリートブロック塀及びパネルに除却勧告文貼り付け。
1月24日	原告に対して原告居所あてで弁明機会付与通知書を郵送する (内容証明かつ配達証明)。
1月27日	原告が平成14年1月23日付け上記除却勧告文を剥がす。
2月5日	平成14年1月24日付けで原告居所にあてて郵送した弁明機会付与通知書が、本人不在のため局留めとなっていたが、受け取りに来ないため返送される。
2月6日	原告居所あてで弁明機会付与通知書を再度郵送する(内容証明、配達証明)。併せて、職員が同通知 書を原告居所に持参する(不在のため扉の郵便受けに差し置く)。
2月12日	大阪中央郵便局第2集配営業課から建設局管理部路政課に電話連絡が入る。内容は以下のとおり。 ①内容証明郵便を平成14年2月8日に原告居所に配達したが、原告本人が運転免許証を配達人に提示

し、「自分の住所は甲区乙丁目 9 番15号であるので、そちらへ配達せよ。」と言い、受け取りを拒否した。

②その際、原告は、平成14年2月6日に職員が差し置いた弁明機会付与通知書を配達人に提示し、郵便法に反するから持ち帰るよう命じた。

2月13日 上記配達人が持ち帰った平成14年2月6日付けの弁明機会付与通知書を再度、職員が原告居所に持参する(不在のため扉の郵便受けに差し置く。)。

旧乙丁目1番2の土地の現況を確認する。大阪市道豊崎鷺洲線(大阪都市計画道路北野都島線)の道路上の電柱2本にトラロープを渡し、それに原告の姓が書かれた慢幕が張られているほか、コンクリートブロック塀及びパネルに張り紙が6ヵ所されていた。

2月15日 原告が弁明機会付与通知書を持参して被告大阪市市長室秘書課に来庁。弁明機会付与通知書と郵便局 の郵便物保管通知書(あて先の住所を甲区乙丁目9番15号に書き直したもの)を残して立ち去る。な お、この住所は本件建物の住居表示である。

2月19日 平成14年2月6日付けで原告居所にあてて郵送した弁明機会付与通知書が大阪中央郵便局から返送される(甲区乙丁目9番15号に転送されたが、保管期間を過ぎたため、差出人に返送されたもの。)。

2月25日 原告居所あてで無断占用物件除却命令書を郵送(内容証明かっ配達証明)。併せて、同除却命令書を 職員が原告居所に持参する(不在のため扉の郵便受けに差し置く。)。

2月26日 原告が被告大阪市の本庁舎に上記除却命令書を持参して来庁。上記除却命令書を市長室秘書課に置い て立ち去る。

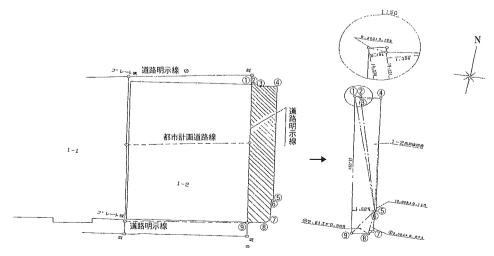
3月8日 原告居所あてで戒告書を郵送(内容証明かつ配達証明)。併せて、戒告書を職員が原告居所に持参 (不在のため扉の郵便受けに差し置く。)。平成14年2月25日付けで原告居所にあてて郵送した無断占 用物件除却命令書が大阪中央郵便局から返送される。

3月9日 原告が被告大阪市の本庁舎に現れ、前日原告居所に職員が差し置いた戒告書のコピーを正面玄関に貼り付ける。

3月25日 原告居所あてで代執行令書を郵送する(内容証明、配達証明)。また、甲区乙丁目 9番15号にも代執 行令書を郵送した(速達)が転居先不明により平成14年 3月26日に建設局に返送された。

3月26日 | 代執行令書を職員が原告居所に持参する(不在のため扉の郵便受けに差し置く。)。

3月28日 本件代執行



別図

旧地番大阪市甲区乙丁目 1 番 2 宅地 117.65 m²の内、図面斜線部分(①②③④⑤⑥⑦⑧⑨①を順次直線で結んだ線で囲まれた部分)約 21.15 m²

″近江のみち事業∥ 全国に先駆けた取組 み



滋賀県東京事務所 西嶌 昭毅

全国に先駆けた

ユニークな取組

み

一つ目は、厳しい県の財政運のご紹介したいと思います。のご紹介したいと思います。

営を少しでも助けるために考え

事進捗状況をご紹介いたします。の話。二つ目は、琵琶湖の水を申請中の路面排水浄化枡の話。最後に、建設真っ盛りで供用開始間近の第二名神高速道路の工始間近の第二名神高速道路補修制度

補修を、

なるべくお金をかけず

できた小さなワダチや穴ぼこの

ペパートナー・道守制度ペラ道路補修に新たなシステム!!

道路舗装の痛み具合は、

交通

管理を経験された公務員OBの

す。 ため、 が、 予算の確保が厳しくなってきた 数年で痛んでくるのが実情 来たくらいでは、 くなってきました。 分な費用をかけることはできな 量や運行車両等に影響されます そこで、 しかし、 県道等の道路舗装は、 少しぐらいワダチ等が出 滋賀県では、 税収等の減少から その補修に十 舗装に ほ

見守り、

諸

道

を巡

回して民情の

・非法行為の

取 視

り察

に出来ないものかと考えた末に 全国でも珍しいユニークな制度 全国でも珍しいユニークな制度 です。 それが、 「パートナー・道守制度」です。

す。この制度の名称は、「道をなどをお願いする委託制度でパトロールと小さな穴ぼこ補修方々に、ボランティアで道路の

締まりにあたった活がまりた。「道守」は、ちえて名付けられました。「道守」は、「ちもり」と読みま

り行政の仕事を助 かで退職され 徐 一の方 自 りすることによ 々に減少する 治 マの 体 0) 力を 職 た 0 員 お が

けていただこうという試みです。道路のこまめな点検と簡単す。道路のこまめな点検と簡単させ維持管理費を減らそうとするのが狙いです(図1)。

を目視でパトロールします。 転車に乗ったりしながら道路 です。

路面状況の調査(情報収集) 路面損傷・老化箇所の特定 「道守」への登録 総際区間に徒歩程度で 移動可能な登録者の選択 「道守」活動の依頼 「道守」活動の依頼 監視・バトロール 離察区間の選定 (放置できないが、緊急性はない箇所)

図1 「パートナー・道守制度」の仕組み

見つけたら、 県行政の補修班の出動を待ち かじめ決められた区間。 分の家の近辺の県道で、 したら県の振興局に連絡し 手に負えない損傷だと判断 舗装に穴が開いているのを 合材で穴ぼこを補修します。 常温アスファル 道路 あら

2

パ

卜 $\dot{\Box}$ 1 ル

する場所は、

自

ます。 装合材も支給しています ろが、 帽子と作業用スコップ、三角 ランティアであるため、 般の人々に依頼していないとこ に携わった経験のある人だから み具合の予測などは、 こそ出来るメリットであり、 ンなどは県が貸与してい 関するアドバイスも与えます。 補修の要否の判断や劣化の准 の進み具合を予測して補修に 当然ながら補修用の常温舗 舗装の状態から今後の劣化 この制度のミソだといえ また、道守の活動は、 道路管理 目立つ ŧ ボ

制度発足当初は、

協力してい

人

で動いて

b

ただし、

課題

7

きています いくつか見え

だく方も見つかり、 出すことができました。 うれしい」など、 かして社会貢献が出来ることが 康には自信があるので協力した か不安でしたが、「まだまだ健 ただけるOBの方がいるかどう 「今までの仕事の経験を生 賛同していた 何とか動き

ころ、 運用されていますが、 かりなので限定した区間での -成一七年度から始まったば 四路線八 現在のと

b ます (写真1)。 効果も現れて 何 八 11 11 V 0 カ 、ます。 7 やっていただ 回か補修作業 名の方にお 区間において 所 (委嘱) いおり、 計 すでに 二 六 km L その

> ど。 や粗雑な補修によって事故が発 故に巻き込まれ、 てはいるものの作業中に交通事 と。ボランティア保険に加入し の多い道路では危険で難しいこ 生した場合の管理瑕疵の責任な した場合の補償問題。 ただくことが多いので、 今後、 これらの課題や不測 ひどいケガを 見落とし 交通量

け 0 事態への対応を考えていかな ればなりません。

> 退職後の生き甲斐対策として活 ならず、これから誰もが迎える います。 ても有効な制度になると考えて すことができれば、 とはいえ、 管理費の軽減 県にと の 2

❤特許申請中!! 新たな簡易浄化装置

 \mathbb{H} 本 0 水源 "路面排水浄化枡" 「琵琶湖」を持

軽微な補修を行う「パートナー・道守」の 写真1 公務員OBの方



写真2 浄化枡

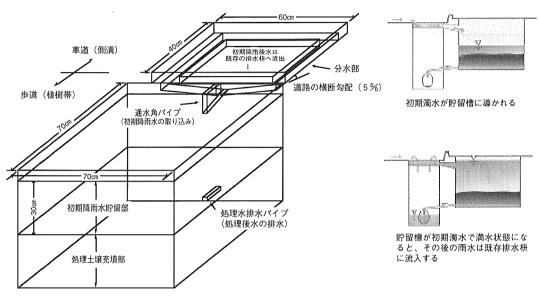


図 2 浄化枡の構造と仕組み

後の平均除去率をみると、 た結果を表に示します。 ています 水を排水路に流す仕組みとな 設置から約三年間 (図 2)。 継続調 処

査

前

С 理

殿池の 期濁水を下層部に貯め、 省スペー かなか思うように普及して 路等に流す装置で、低コス に大量に含まれる高負荷 出す濁水 す路面排水浄化枡です います。 ら特許申請中でありますが のが頭の痛いところです 降雨時の初期に路面 を集水し、 原理を利用したも 現在、 この排水浄化枡は、 スをうたい文句とし (降り始めの二~ 浄化してから 全国展開を目 から ŀ. Ō 澄 7 0 流 11 沈 濁 初 な 7 mm n

処理前水・処理後水の濃度及び平均除去率

	処理前水(mg/L)		処理後水	平均除去率	
	範囲	平均	範囲	平均	十均除五竿
COD	7.2~70.0	33.1	3.5~18.0	8.9	73.1%
ТОС	3.0~58.6	24.7	2.6~17.4	8.72	64.7%
T-N	0.90~7.75	3.75	0.60~3.65	1.93	48.5%
T-P	0.055~0.433	0.196	0.007~0.072	0.019	90.3%
SS	15~190	95.3	2~5	3.0	96.9%
油分	0.5~9.6	3.03	<0.5~0.7	0.52	>82.8%

(平成14年12月~平成17年1月の調査結果)

半分以下にできることが確認さ 兀 D 上となり、 П P | 九 七%、T 七 % 九 処理前の汚濁濃度を 油 0 分=八二・八%以 三%、 Ņ II % 几 Τ 0 S S I C Ŧi. % 嵬 六

ます

最近では、

不特定の

にいろいろな取組みを行っ

7

つ滋賀県では、

水質改善の

ため

て開発されたのが、 うとしています。

写真2に示

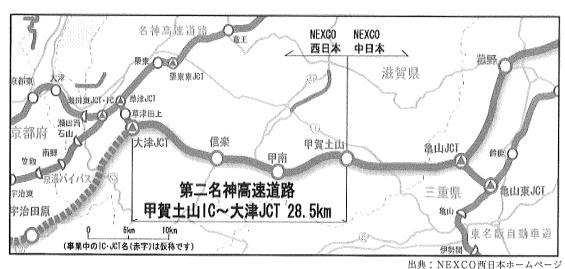
化するための対策が進めら

ń

その

環とし

[、]アから流れ出てくる汚れを浄



第2名神高速道路工事区間 図 3

▶建設真っ盛りⅡ 供用開始間近-

第二名神高速道路

末から二〇年度中の供用開始に 完成間近の状況です。 工事の進捗率は八〇%以上で、 一名神高速道路の滋賀県内 一九年度

可能な環境が整いつつあります。 この路面排水浄化枡の維持管理も という協働事業が拡大中であり、 持管理を行う「近江の未知普請 ます。しかし、滋賀県では、県、 が可能であるという結果が出てい ることで浄化機能を維持すること というシステム上の問題です。試 ます。それは、沈殿した堆積物を かが今後の大きな課題となってい ますが、この維持管理を誰がする 池の機能を持つが故の課題もあり 験期間中のデータによれば、最低、 除去しなければ効果が持続しない 年に一度は表面堆積物を除去す ただし、効果とは裏腹に沈殿 N P O 企業等が協働で維

甲賀土山IC

(仮称)

速道路㈱区間 津JCT(仮称) (甲賀土山 の西日本高

です。 おり、 おり、 あります。すでに全区間で、 と道路本体工事がほぼ完了して C べての工事が発注済みと伺って 工事等が若干残っている状況に ターチェンジ等)の工事と舗装 います。この工区は、用地買収 の進捗状況をご紹介したいと思 (仮称)~大津JCT(仮称)) 今回は、②工区 大型構造物(橋梁、 あとは完成を待つばかり イン

影した航空写真を掲載していま 写真3に②工区の一区間を撮

というところです。 XCO) では、工事の真っ盛り 向け、 高速道路株式会社 N E

れています。 三重・滋賀の県境~甲賀土

に示すように次の二工区に分か

第二名神の滋賀工区は、

道路㈱区間 山IC (仮称) の中日本高速

図 3

れました。

南部に位置する栗東市の山側に だきたいと思います。 しい橋梁を一 工事の中で、 と同じような状況にあります。 とんどの区間で、 南ICが未完成の状態です。 ていますが、 ところで、 最近完成した大型 写真右手奥部の甲 つ紹介させていた 県内では非常に珍 現在この写真 湖東平野 ほ

め

これまで斜張橋の領域だっ

甲南トンネル付近から 甲南IC・PAを望む

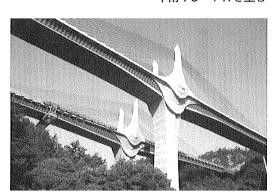


写真4

型、 を持っています。 が、 式はPCエクストラドー う橋梁です 架けられた 施工性・経済性に優れているた く抑えることができるとともに 0) 0) 高さと主桁の桁厚を比較的低 中間に位置 構造的には桁橋に近い特性 外観は斜張橋に似ています 「近江大鳥橋」とい (写真4)。 (図4)し、 桁橋と斜張橋 構造形 主塔 ズド

PCエクストラドーズド型の近江大鳥橋

の施工も一

ることができる「自然に優し

だともいわれています。

ブリッジ」としての評価も高く

呈するため、

トラドーズド橋にとって変わ

た支間長の架設は、

ほぼ

工

ークス

在のところ、

滋賀県土木交通部道路課 道路保全担当

問い合わせ先 遡ります。

橋梁工事等は、

ほとんど完成し

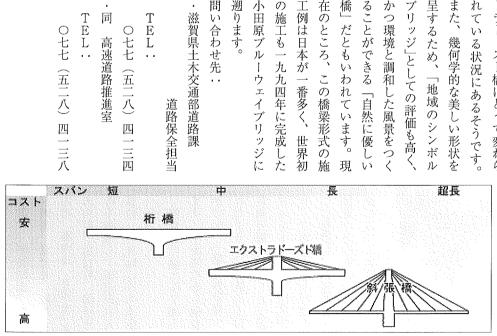
盛土工事や単純高架形式の

T E L 七七 高速道路推進室 (五二八) 几 三四

同

 $_{L}^{\mathrm{T}}$

〇七七 五二八 几



ホームページ 出典:(㈱)第一技研

図 4 桁橋と斜張橋の中間に位置するエクストラドーズド型橋

政治経済の要衝として発展して 幾多の変遷を繰り返しながら、

に入る全延長約四〇㎞

(うち大



大阪市東京事務所 西井

阪市内五㎞

 $\frac{-}{\underset{\circ}{\operatorname{km}}}$

とよばれる道です。 残っています。いわゆる旧街道 ちなみに融けこみながら、今も 残しながら、あるいは現在のま くからの道が、今も昔の面影を した。その繁栄を支えてきた古 経済の中心として繁栄してきま 大阪のまちは古くから文化

理解する一助とし、「わがまち」 意識の高揚を図っています。 ことによって大阪の文化を広く 大阪市では、昭和五九年度か これらの旧街道を顕彰する

> ます。 御紹介させてもらいたいと思い 形成上重要であったものという 名度の高いもの、 阪市内を通過していた街道で知 期から明治時代初期にかけて大 七街道を整備しています。 観点から一三の街道を選定し、 からは街道が四通八達していま したが、そのうち、 きました。とくに古代「難波の 今回は、その大阪の旧街道を の造営された上町台地周辺 あるいは町の 江戸時代末

路でした。

❤京街道

・旧街道の選定・調査

大阪は「難波の宮」の昔から

枚方市、 大阪市から守口市、寝屋川市 (大阪城京橋口~京都市 八幡市を通過し京都市

❤熊野街道

(中央区京橋、

て利用されていました。

大和川堺以南では、 家~熊野本宮

旧地名八軒 もっぱら

熊野街道 来歷碑

するためのものであり、 豊臣秀吉が造成を命じた道で、 にも大阪城と京とを結ぶ重要道 大阪城・桃山城・伏見城を連結 起点は京橋口です。当街道は、 軍事的

れています。 る意義を持った道の名残といわ の地形は、万一の場合、大阪城 の寄せ手の進軍速度を鈍らせ 関目・内代の俗称「七曲道 江戸期には、 参勤交代路とし

> 忠岡町、 山市、 佐野市、 長約一六五㎞(うち大阪市内 町を通過し、田辺市に入る全延 広川町、 阪市から堺市、高石市、和泉市 小栗街道と呼ばれています。 海南市、 由良町、 泉南市、 岸和田市、 有田市、湯浅町、 阪南市、 御坊市、 貝塚市、 印南 和歌 大

り、 和泉の海岸沿いに南下し、 こに参詣し、休憩をとりながら 点々と九九ヵ所の遥拝所があ れたように、多数の王侯貴族の 路に入って熊野三山に入りまし 往来で賑わいました。道筋には、 かけて、「蟻の熊野詣」と言わ ます。平安時代から鎌倉時代に 熊野詣の道として知られてい これを王子と呼び人々はこ

熊野街道 1

またでは、阿倍王子神社にある阿倍王子がわずかながら往 ある阿倍王子がわずかながら往

下成一六年七月七日に、熊野年成一六年七月七日に、熊野街道を含む「紀伊山地の霊場と参ました。「紀伊山地の霊場と参ました。「紀伊山地の霊場と参ました。「紀伊山地の霊場と参い。」とは、「熊野三山」「吉野とこれらを結ぶ「熊野舎計画」とは、「熊野山町石道」のことです。

●紀州街道

大阪市から堺市、高石市、泉(高麗橋東詰~和歌山市)

一㎞)。

江戸期に紀州徳川家や岸和田 本路の動脈、大阪市内では堺筋 北路の動脈、大阪市内では堺筋 北路の動脈、大阪市内では堺筋 大社などを経由し、「霰松 住吉大社などを経由し、「霰松 住吉大社などを経由し、「霰松 自砂青松の海岸線に沿って発達 した街道です。泉州方面の物産、 とくに堺との交流、また、住吉 とくに堺との交流、また、住吉 とくに堺との交流、また、住吉



熊野街道2

●亀岡街道

た。

から、 ます。 われた大坂との物資輸送のため 取などに連絡し天下の台所と言 亀岡からは、 を形成し、吹田、茨木を経由し は、天満宮沿いに、一大商店街 町付近では旧態をよく残してい で消滅しますが、 の産業道路にはじまります。 橋を渡りまっすぐ北上する街道 起点は高麗橋東詰めで、 与謝蕪村ゆかりの毛馬付近 丹波亀岡に通じています。 しばらくは新淀川の開削 山陰道で舞鶴、 東淀川区菅原 天神 途 鳥

能勢街道(中津~亀岡市)

川西市を通過し、豊能町に入る大阪市から豊中市、池田市、

いわれています。大今里付近の

60

三・五㎞)。 全延長約二七㎞(うち大阪市内

民族に帰依し、北辰妙見を 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。 大菩薩をまつる寺院です。

◆暗越奈良街道(玉造~奈良市)

脈を暗 結ぶ「日下の直越」 りで賑わいました。 と読みます。 万葉集にもある難波と平城京を があります。また、この街道が の街道で、江戸時代には伊勢参 km 大阪奈良間をつなぐ最短距離 |くらがりごえならかいどう_ (うち大阪市内二・五 奈良市に入る全延長約二七 生駒市、 峠で越えたのでこの名 大和郡山市を通過 大阪市から東大阪 であったと 途中生駒山 km

·大和田街道

暗越奈良街道 道標1

暗越奈良街道 道標2

歴史の古い大和田、

佃を通過す

○○mを超える西成大橋を渡り

改修後の新淀川にかかる七

る話題の多い街道であり、現在

国道二号にかわるものでした。

しています。また、ところどこ みとともに、 沿いの様子を見せ、 街道は、 屈曲がつづき、 昔の面影をよく残 付近の街並 元堤防

堂島から梅田、 約八㎞

別名

❤中国街道

(高麗橋東詰~姫路市

町 入る全延長約八八㎞(うち大阪 芦 「屋市、 大阪市から尼崎市、 高砂市を通過し、 神戸市、 明石市、 姫路市に 西宮市、 播磨

せてくれます。 中、旅人の往来の賑わいを偲ば ろに古い道標も目にとまり、 道

しい神事が残る海老江の八坂神 で有名であった浦江の聖天、珍 通道路です。途中、 て尼崎に通じる明治期の物資流 大阪市から尼崎市への全延長 (うち大阪市内五畑) 「梅田街道」と呼ばれ (梅田新道~尼崎市 出入橋を経由し かきつばた す。また、

◆古堤 街道 (蒲生~野崎観音

大阪市から東大阪市への全延

路を行く人は、 橋から寝屋川をさかのぼり、 音への参詣道として発達した信 といわれているように、 じる近道で、別名「野崎街道 長約一二㎞(うち大阪市内五㎞)。 この道です。 大阪市内より奈良県北部に通 舟で行く人は天満 寝屋川堤の北岸 野崎観 陸

市内八加

用道路として使用されました。 関に達する長大な街道でありま 都市をつなぎ山陽道となり、 西国街道と合流し、 あります。兵庫県側に入っても 香具波志神社などが街道沿いに 島鋳鉄所跡、上田秋成ゆかりの 江戸時代品質で評判であった鹿 阪市内ではところどころに旧態 の往還で賑わった街道です。 を残し、特に北区茶屋町付近や その名のとおり、 (大阪) 明治時代には第四師 から姫路師団への軍 阪神間の諸 中国地方と 下

> いいました。 を歩きました。その堤を古堤と

俊徳街道

(天王寺南門~高安十三峠)

す。 面からの物資輸送及び四天王寺 災を免れた地域が多く、寺や古 中 を色濃く残しています。 墳が見られ、昔の街道筋の様子 いろどられています。また、 徳の名が残り、それぞれ伝説に 西に横断、 km し、八尾市に入る全延長約一 俊徳丸伝説で名高い街道で 大阪市から東大阪市を通過 (うち大阪市内三・五㎞ 橋、 四天王寺から、 地蔵堂、 信貴山麓に至る。 駅名などに俊 生野区を東 河内方 戦 几

◆奈良街道 (河堀口~奈良市)

詣などで賑わいました。

三 四 km 王寺町、 通過し、 大阪市から八尾市、 (うち大阪市内六畑)。 斑鳩町、 奈良市に入る全延長約 大和郡山市を 柏原市、

大阪~奈良間の交通路の中で

道であり、歴史は古く、天武天道であり、歴史は古く、天武天皇八年(六七九年)には龍田山皇八年(六七九年)には龍田山男と大坂山関が置かれたといいます。近世では、河内平野での綿作の発達や換金作物の栽培に伴い、当街道も盛行しました。現在はほとんどが国道二五号となっており、旧態を留めているのは旧平野郷内に見られるだけとなっています。

◆中高野・下高野街道

過し、 林市、 原市、 で、それぞれの土地で部分的に、 過する街道のうち、最長のもの 走り市内を抜けます。市内を通 東部の市界沿いに、ほぼ南北に ○中高野街道(守口市~高野町) km 守口市から大阪市に入り、 高野詣のための信仰の道で 京街道守口宿から、大阪市 (うち大阪市内一三㎞ 高野町に入る全延長約五 堺市、大阪狭山市、富田 河内長野市、橋本市を通 松

> ○下高野街道(天王寺~高野町) と各所で交差し、趣のある形を 留めています。一部区画整理等 で消滅しているところもありま すが、全体にわたり比較的よく 旧態を残しています。

市内五・五㎞)。 市、橋本市を通過し、高野町に 入る全延長約五〇㎞(うち大阪 大阪市から松原市、堺市、大

0 ます。下高野街道は東住吉区内 Ļ は、 が、特に大阪市内を通過するの 0) 付近で大和川を渡り、大阪市外 す。 しますが、 両街道は河内長野市付近で合流 奈良街道を起点にほぼ南へ矢田 、出ます。高野山へは各地から 高野詣のための信仰 ルートが整備されています 高野山へ向かうこととなり 部で区画整理等のため消滅 当街道と中高野街道です。 JR環状線寺田町駅付近の 地元には明治初めの .. の 道で

づけができます。

❤庚申街道

(四天王寺南門~川辺

ますが、旧村では一部旧態を残 され、昔を偲びにくくなって 詣に利用されていましたが、 突き当たり、しばらくは川沿い 前を通過、 し、現況と際立った対比を見せ の相互交流の道でもありまし 道沿いに点在する村々と市内へ 堤防上を東に向かいます。庚申 に南下。その後大和川に達し、 四天王寺南門からすぐ庚申堂 大阪市内で全延長七㎞ 現在、 桃ヶ池を東に今川に 区画整理などで拡幅 街

♥おわりに

ています。

ています。

として発展するのに伴い、京街の道路が整備されています。特の道路が整備されています。特の道路が整備されています。特別、都市の成長とともに数多くのが、がでいます。特別が、大阪が高業都市のでは、大阪が高業和ので

剣街道、平野街道と呼ばれてい

地籍図が保存されており、

あと

は、 後のまちづくりに生かせる先人 このような古い街道も現在では 町の歴史に思いをめぐらせ、 とかく忘れられがちです。もう 道が整備されました。これらの の知恵を振り返ってみること の歴史を刻んだ街道を通じて、 れ、親しまれています。しかし、 渡って数多くの人々に利用さ されたりしながら、幾世代にも 街道はルートを変えたり、拡幅 度、 有意義なことであると考え 奈良街道など、 市民・行政ともども、 今に残る街 町

今回の原稿作成にあたっては、大阪市建設局の業務論文は、大阪市土木技術協会、財大阪都大阪市土木技術協会、財大阪都大阪市土木技術協会、財大阪都大阪市土木技術協会、財大阪都大阪市建設局から写真、そた、大阪市建設局から写真、その他多くの資料の提供をいただの他多くの資料の提供をいただきました。

帯広まちなか歩行者天国社会実験の取組み ״オビヒロホコテン における市民ネットワークのまちづくり~

帯広市商工観光部商業課商業振興係長 葛 西 克 也

帯広市の概要

七万人を擁する。 七万人を擁する。 七万人を擁する。 七万人を擁する。 七万人を擁する。 七万人を擁する。

多いのが特徴となっている。
較的雪は少なく、また、年間を通して日照時間が
日が数日続くほど暑く、冬は厳しく冷え込むが比

これを基幹産業として商工業が発達してきた。
この肥沃な大地を背景として農業が盛んであり、南の一方を太平洋に面する、北海道屈指の平野で、南の一方を太平洋に面する、北海道屈指の平野で、

店街が形成されている。 状に整然と広がっており、それぞれの通りには商中心市街地は、JR帯広駅を中心に、碁盤の目

街並みは変貌を遂げた。街路整備事業などのハード整備が順調に行われ、する大型事業や、歩行者の散策・回遊性を高めるを契機とした駅周辺土地区画整理事業をはじめとこの一○年ほどの間で、鉄道連続立体交差事業

会でも様々なソフト事業に取り組んでいる。会の進展や大型商業施設の郊外立地などの影響をういとなりTMO事業を進めているほか、商店街連合心となりTMO事業を進めているほか、商工会議所が中心となりTMO事業を進めているほか、商工会議所が中心となりTMO事業を指ってきたにもかかわらず、車社

も非常に評価も高く、活性化の一翼を担っている。菜の花」などは、これまでに行われた事業の中で屋台」や、まちなかの高齢者下宿「エバーハウスなかでも全国屋台村の火付け役となった「北の

一 帯広まちなか歩行者天国のきっかけ

(写真1)

いの創出には至っていない。
念ながら一過性に終わってしまい、継続的な賑わており、その都度、まちに人出はあるものの、残

ちが無くなってしまう」との危機感が高まってきた。年々減少の一途をたどっており、「このままではま中心部の歩行者通行量調査の結果においても、



すべく動き出した。 化協議会」では、こうした危機感を共通のものと 商店街連合会の有志で構成される 長年温めてきた「歩行者天国」の構想を実現 「中心部活性

タートを切った。 なか歩行者天国実行委員会」を設立し、 まちなか再生への想いを秘めていることが分か 会議」を立ち上げ、準備会として検討を開始した。 く、まちづくりに関心を持つ様々な団体や市民も、 この後、三回の会合を重ね、 月に「まちなか歩行者天国大作戦プロジェクト 実は危機感を抱いていたのは商業者だけではな このような市民に早速声を掛け、平成一八年 四月に 「帯広まち 正式にス

わずか二ヵ月後の、 略称を「オビヒロホコテン」とし、 六月一八日と決め、 開催初日を 動きな

> のであった。 がら考える」を合言葉に猛スピードで走り出した

路局の社会実験に応募することになった。 て新たな道づかいを検証するため、 そして、この取組みに弾みをつけるため、 国土交通省道 そし

帯広まちなか歩行者天国の概要

ベントではなく、「毎週日曜日には、 間を、単なる歩行利用にとどまらず、様々なイベン か楽しいことをやっている」という状況を、 ト会場として活用した点である。加えて、単発のイ オビヒロホコテンが、 交通規制により歩行者専用とした道路空 他の歩行者天国と大きく異 まちなかで何 夏場の

約三ヵ月にわたって創り出したことである。

日程

日を除く毎日曜日の一二回 六月一八日から九月一〇日まで(八月一三

場所

する ○○mの車道を十字型に交通規制し 前の交差点を中心に、 駅前通り沿いの市内唯 (図 1)。 南北二〇〇m、 の百貨店 東西

交通規制の時間 午前九時三〇分から午後六時まで

イベント開催時間

午前一一時から午後四時三〇分まで

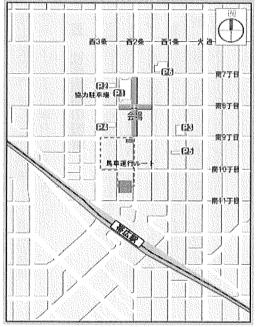


図 1 社会実験実施位置図

【実験効果】

まちなかの賑わいの再生 ļ

居住人口・交流人口の増加

商業機能・都市機能の充実

地域コミュニティの再生

図 2 オビヒロホコテンの目標

Щ イベント等の概要

選会」など。 ~いピザ 四〇メートル」、「まちなか宝くじ大抽 月=「電気まつり」、九月=「挑戦! ルメフェア」、「はたらく自動車大集合!」、八 ラン in ホコテン」(写真2)、七月=「とかちグ くの市民が訪れ賑わいを見せた 代表的なものは、六月=「YOSAKOIソー イベントは大小合わせ、延べ二○○を超え、多 日本一長

まちなか写生会、わんこのしつけ教室、人形劇 ダンス、フラメンコ、フラダンス、歴史写真展、 このほか、路上ライブ、ブラスバンド、ジャズ

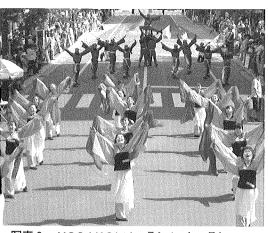


写真2 YOSAKOI ソーラン in ホコテン

され、まちなかの賑わいが生み出された。 民の発表の場、そして憩いの場として道路が活用 紙芝居、オープンカフェなどが繰り広げられ、

五 社会実験の概要

組んだ。 ため、大きく次の三点の検証項目を設定して取り 六月下旬で、直ちに諸準備を行い、七月二三日の ホコテン第六回開催から実験をスタートさせた。 - 路上駐車によるバス交通等の阻害」を解決する 地域の課題となっている「中心部の空洞化」や 実際に社会実験の選定結果が発表されたのは

まちの賑わい創出効果の検証

1

い創出に取り組んだ結果を、各種調査で検証した。 前出のような各種イベントを開催し、 歩行者通行量調査 まちの賑わ

- 来街者数調査
- ホコテン満足度アンケート調査
- 商業活動への影響度調査

北海道遺産に選定されている。

自動車影響度調査

(追従車両等)

この「ばんば」は、「北海道の馬文化」として

は世界で唯一の競馬である。

史を語る上で欠かせない存在であり、

「ばんば

でそりを引いて力と速さを競う「ばんえい競馬

輸送業関係の影響度調査

2 ばんば馬車による公共交通の検証

車 「ばんば」は農耕馬として、北海道の開拓の歴 JR帯広駅前とホコテン会場間を、「ばんば馬 (写真3) で結び、来街者を誘導した。

表1 帯広まち	らなか歩行者天国社会実験の概要
実施主体	帯広まちなか歩行者天国実行委員会
主な構成団体	中心部活性化協議会、商工会議所、おびひ ろまちづくりネットワーク、帯広市
実施期間	7月23日~9月10日
検証項目	・道路空間を活用した、まちの賑わい創出 効果を検証 ・ばんば馬車による新たな公共交通の可能 性を検証 ・FM放送による駐車場の空き情報の提供 や料金割引による利用向上策を検証

馬車乗客数調査 ばんば馬車満足度アンケート調査

駐車場の利用向上策の検証

3

ホコテン会場周辺の六駐車場が、 時間分の料



写真 4 アンケート調査

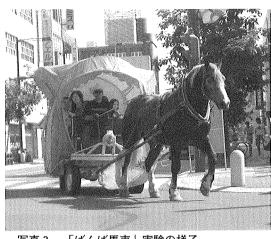


写真3 「ばんば馬車」実験の様子

まちの賑わい創出効果の検証結果

ホコテン開催日における、会場周辺の歩行者通行

量調査の結果を前年と比較すると、七月調査時:五

休日の七月:二一%増、 日の七月:五%増、八月:一%増、 五%增、 また、中心部全調査地点合計値の前年比は、 八月調査時:三三%増となっている。 八月:四%增、 九月:二%増、 九月:三 亚

〇%増となっている。

増加となった(表2)。 テン効果による、まちなか回帰が裏付けられた。 れ以外の平日にも増加傾向が見られるなど、 なお、平日は一一年ぶり、 ホコテンの開催日における増加はもとより、 休日は一〇年ぶりの ホコ

表れている (図3)。 訪意思」はともに九七%と、 は八七%、「継続開催への賛同と継続開催時の再 コテンに対する満足度」 来街者に対するアンケート調査によると、 ホコテン開催日における来客数の動向は 周辺商業者向けのアンケート調査による が七六%、 市民の期待の高さが 「再訪意思 一ホ

> 歩行者天国開催中の歩行者通行量(5地占の合計) 表 2

次2 少日有人国用催生の少日有趣日重(322点の日日)								
	H 16	H17	H 18.7	H 18.8	H18.9	前年比	前年比	
	110	П17	П 16.7	п 10.0		(H18.7)	(H18.8)	
11時~12時	498	1,068	1,466	1,020	966	137.3	95.5	
12時~13時	782	764	1,172	1,036	1,308	153.4	135.6	
13時~14時	818	838	1,196	1,164	1,020	142.7	136.9	
14時~15時	806	824	1,396	1,206	1,316	169.4	146.4	
15時~16時	734	780	1,416	1,088	1,098	181.5	139.5	
16時~17時	686	662	1,016	1,062	820	153.5	160.4	
合 計	4,324	4,936	7,662	6,576	6,528	155.2	133.2	

五六%、 ており、 えた・少し増えた」が二九%、 「減った・少し減った」

(二社) による、

駐車場空き情報を提供した。

路上駐車の状況調査

駐車場利用者アンケー

調査

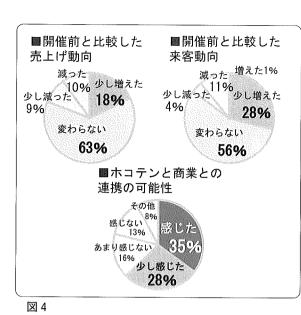
M情報利用度アンケート調査

(写真4)

金割引を行ったほか、

地元コミユニティFM放送

売り上げ動向は、「少し増えた」が 「変わらない」 が一五%となっ が



的

「まちなか 一回答の

記

述

中には、

ーば

んば馬車は

珍

しく魅

Đ

+

- 勝ら

しさ・

風 あ

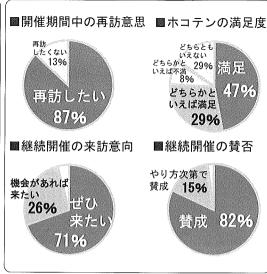
土を生か 親光資源とし

た資源として有効

て活性化に貢献」

実

が



しな

Vi

か

七

減

0

た

%

変

わ

Ò

な

Vi

が

六

%

減

0

た

少

さらに、

図 3 従車

ば

自 亩 、渋滞など一 動 _数は最大でも六台とい 軍影響度調査では 般 車 亩 0) ば 影響を調 う結果であ んば馬車 べ た 運行 が 追 13

とし -運行が来街動機になる また、 八 七%となっ て 有 乗客に対するア 劾 が 7 兀 六 る。 % 観 が ケ N光資源, Л 1 加 調 % として有効 査 で 一公共交通 は 馬

車

となった。

交通環境に大きな影響を与えないことが明ら

ñ 期 \bar{O} 市 回答が多数見られ 待 民 が 0 あ 感覚とし ŋ 後 ては、 0 運 用 観 光資 際 源 方向 と L 性 7 が 0 見. 利 用

割引が

来街動機になる・

少しなる」

が六六%、

割 金

また、

駐車場利用者

0)

7

ケ

ŀ

では、

料

額が適当

時間割引

が

光

一%という結果で

ŋ

駐車場の割引が有効であると考えられる。

た

(図 5

少し感じた_ のことから、 課題 現状 が んば馬車による が 商業との を 九 浮き彫りになっ が 元%とな 六三 今後はどの ば 連携 $\frac{-}{\%}$ んば馬車」 と高 0 7 0 公共交通の検証結果 Vì 叮 よう < た 能性 運 **図** 売 は、 行に関し ĥ 結び 4 Ė 感じ 付 ゖ it 13 7 直 た 7 は 結

八 駐 車場の利用向上策の検証結果

がうかがえる 人験期 お 路 開催終了後との比較で Và Ŀ 間 て、 駐車台数の調査では、 中 Ó 終了後の路 駐 車 料金割引が E 駐 車 ほ 有効に作用したこと ホ が多くなっ ぼ \exists す テン開催期 Ŕ 7 0 7 時 ぉ 間 間 'n 中

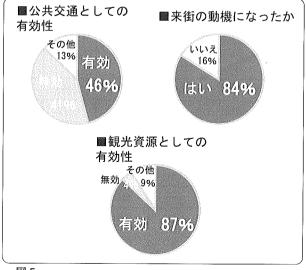


図 5

67

■料金割引が来街動機 ■料金割引額について になるか その他 適当 ならない 9% なる 8% 12% 3894 あまりならない。 92% 13% 少しなる 適当 28% ■FM駐車場情報の ■FM駐車場情報の 有効性 満足度 不満 10% その他 有効 26% 35% 満足 90% 4% 少し有効 26% 少し無効

図 6

報提供の仕組みに満足」 リスナーの評価は高かった M 「情報提供が有効・少し有効」 で の駐車場情報提供におけるアンケ が九〇%という結果であ (図 6)。 が六一 % トで 情

九 社会実験を終えて

著な帯広・ がどうあるべきか?」 けたという見方もある。 帯広まちなか歩行者天国社会実験は、 ・タリゼーションに支えられた都市構造が顕 十勝において、 という問いを市民に投げか 「中心部のメインスト 中 -心部

> 必然性を問う声 あえて歩行者天国にするの も 報道された。 か という

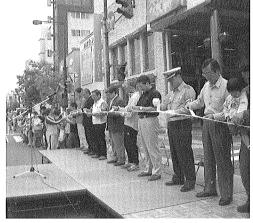
深いものであった。 したものであり、 に抱いている、 賛否両論の反応の盛り上がりは、 中 このことだけを捕らえても意義 心部 への関心の高さを改めて示 市民が潜在的

題が共有された。 体制など、 わりとしてのホコテン運営主体と商業者との協力 の場としてのホコテンと商店街の共存、 社会実験を取り組むことにより、 中心部の賑わい再生を進める上での課 コミュ 分的 ニニテ な関

業者とともに積極的に運営に関わり、 織 ゙゚おびひろまちづくりネット 中心部のまちづくりに関わる市民連 ウー 特に若 が、 V. 世 商 携

1

ワ



ホコテンオープニングの様子 写真5

代が中心的な役割を果たしたことも見逃せな 写真6 帯広出身のミュージシャン

北広 晶さんのライブ

市民協働のまちづくりの形態としても、 高 常に広範囲で多種多様な構成により組織されてお

今回、

社会実験に取り組んだ実行委員会は、

非

また、道路の使用にあたっては、 近年の規制緩 評価をいただいている。

1

流

が 和

点からも認められ、 体となった組織体制が、 これにも増して市民の広がりと行政の支援と れが大きく作用したのは否め 関係官署の許可を得られたも 公共性・公益性の ない 事実だ

のと考えている。 (施を乗り越えた達成感によって、 あえて付け加えると、 クがより強固に結びついたことが、 三ヵ月にわたる長期間 人と人との 副産 0 道行セ

きな財産となったのかもしれない。 物としての効果であり、むしろこれこそが最も大

実行への確実な一歩を踏み出したのである。 まちを愛する人々が、まちを想う心を大切に、

記事の中に載ったことがあった。 り」、「ごみを見つけたら、私が拾いますね。四人 て」などの市民の声が、 家族だからみんなで拾います。だから毎週頑張っ 「日曜日に出かけて買い物をしたのは七年ぶ 地元紙が扱うホコテンの

私一人だけではなかった…。 実行委員のメンバーとして、涙をぬぐったのは

も表れている。 の効果が認められ、 「まちなかの賑わい創出」については、一定程度 今回の実験において、ホコテンの実施による 市民の評価も高く、

「帯広まちなか歩行者天国」で催されたイベント 》

は計画作りをスタートさせている。 ホコテンの本格実施を決め、すでに実行委員会で この成果を踏まえて、今年も夏場の三ヵ月間

としての実験を検討している。 車専用レーンを設け、「馬車トランジットモール_ 効性をさらに検証するため、ホコテン会場内に馬 新たな課題として、「ばんば馬車」の有

統文化である「ばんえい競馬」は、今、存廃の岐 北海道遺産にも選定されている世界で唯一の伝

> 開催に向けて動き出している。 路に立たされているが、かろうじて帯広市が単独

ば』を忘れてはならない」との熱い思いもあり、 私たちの生活を、そして経済発展を支えた『ばん 「ばんば馬車」の本格運行に向けた取組みを続け 北海道開拓の歴史を語る上で、「農耕馬として

ていきたいと考えている。

を最終的な目標として掲げており、 を、末永く続けていくことを確認している。 実行委員会では、「地域コミュニティの再生」 楽しく、そして大きなうねりをおこす取組 実現に向か











